

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和4年3月8日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木 勝利

2番 藤田 尚美

3番 秋山 泉

4番 甲斐 徳之助

5番 伊藤 裕一

6番 池辺 己実夫

7番 諸橋 太一郎

8番 市川 圭一

9番 長田 麻美

10番 山本 伸子

11番 守屋 常雄

12番 加川 裕美

13番 北島 登

14番 杉森 弘之

15番 須藤 京子

16番 黒木 のぶ子

18番 柳井 哲也

19番 石原 幸雄

21番 遠藤 憲子

22番 利根川 英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	結 速 武 史
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主任	椎名紗央里

令和4年第1回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和4年3月8日（火）午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前9時56分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、10番山本伸子議員。

〔10番山本伸子議員登壇〕

○10番 山本伸子 議員 皆様、おはようございます。山本伸子でございます。

今回、私は大きく2つ質問してまいります。どちらもコロナに関することということで、よろしく願い申し上げます。

まず、1番目はコロナ禍での事業の検証ということで、3つの事業について質問してまいります。

1つ目は、中央図書館についてです。

コロナ禍で生涯学習センターや福祉センター、運動公園などの公共施設が閉館になっても、引き続き市民の読書環境を継続するために開館していたのが中央図書館でした。開館時間や貸出冊数の変更なども含め、感染対策を行いながら事業をしてきた内容についてお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 中央図書館では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、これまで様々な対策を実施してきており、現在も継続しているところです。

その対策などについて申し上げますと、まず、夜間の外出を控えていただくよう午前9時から午後9時までの開館時間を午後7時までに短縮しております。また、通常時の個人貸出しでは、10冊まで2週間以内としているところを、このたびのコロナ禍においては、30冊まで3週間以内とする「特別貸出」に切り替えることにより、来館者数を抑制しつつも図書館資料

を十分に活用していただけるようにしております。

さらに、資料を介した感染を防ぐための対策といたしましては、公益社団法人日本図書館協会が策定した「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき、返却された資料を3日間取り置いて隔離し、すぐに他の方が手にすることがないようにしています。ただし、次の予約が入っている資料につきましては、できるだけ早くお手元に届けられるよう、手間のかかる作業ではございますが、隔離せずに1冊ずつ表面を消毒することで対応しております。そのほかにも、紫外線と風により本の除菌と異物除去を同時に行える除菌器の設置をはじめ、このたびのようにまん延防止等重点措置が実施された際には、CD、DVDの鑑賞や学習室の利用等、いわゆる滞在型サービスを休止するなど、ハード、ソフト両面において様々な対策を実施し、利用者の皆様に安心して図書館を利用していただけるよう努めているところでございます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 開館時間についての御答弁もございました。こちらに関しては、私、平成30年12月議会で一般質問をいたしました。その際に、平成29年度の年間の総開館時間数、これが茨城県内で第1位の約3,900時間でありました。第2位の3,400時間と比べても、飛び抜けて長い開館時間であったとの御答弁でした。

当初は、閉館時間が午後5時までであったものを、その後、午後6時、そして現在は午後9時までと延長したのは、通勤・通学者の利便性の向上を図ることで帰宅時間が遅くなる市民の利用に対応できるようにしたものだということでした。しかし、午後5時から午後9時までの4時間の貸出平均人数は全体の1割で、残りの9割は午前9時から午後5時までの8時間に利用している現状でした。閉館時間を遅くすることで発生する人件費や光熱費など、いわゆる費用対効果と申し上げますか、そういった観点からは、閉館時間の検討の必要があるとの認識をその際にも答弁されておりました。

そんな中で、コロナ禍もあり、閉館時間を早くしたことによる市民への影響はどのようなのでしょうか。図書館を利用した市民へのアンケート調査を行ったと伺っていますが、その結果と、それを受けた図書館協議会での検討についてお聞かせください。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 中央図書館の開館時間の短縮は、令和2年4月に開始して以来、現在も継続中でありまして、1年10か月以上が経過しているところでございます。

そこで、開館時間を午後7時までとしていることに対し利用者が不便と思っているかどうかを率直に伺うため、昨年12月6日から26日までの間、中央図書館内及びインターネット上で利用者アンケートを実施いたしました。なお、1人の利用者による複数回答を避けるため、

記名式のアンケートといたしました。1,059件の記名の回答を得ることができましたので、統計上有意なデータが取れたものと認識しております。

さて、利用者アンケートの結果でございますが、「特に不便とは思わない」が980件で92.54%、「不便であると思う」が77件で7.27%、無回答が2件で0.19%となり、閉館時間を2時間短縮していることに対し、9割以上の方が特に不便とは思っていないという結果となりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていなかった平成29年から令和元年までの3か年について、中央図書館での貸出者数の実績を見ますと、いずれの年においても午後7時以降の貸出者の割合は6%台で、93%以上の貸出しが午後7時前までに行われておりました。これは利用者アンケートの結果と近い傾向を示しております。

これらのデータを基に、去る2月16日、当市図書館の諮問機関である牛久市図書館協議会を開催し、中央図書館の適正な開館時間について御協議いただきました。協議の中では、午後9時まで開館する必要はないという意見が多数を占める一方で、具体的な開館時間につきましては午後7時までとする意見や、全てを午後7時までとするのではなく、日照時間が長い夏季期間あるいは月に数回は午後8時までとする意見、さらには開館時間の変更は試行的または段階的に行うべきであるとする意見など、委員の皆様より様々な意見が交わされている状況でございました。

中央図書館の開館時間につきましては、いただいた御意見を参考として、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、委員の皆様からは、夜間利用のニーズに対しても大切にしていきたいという意見や、駅周辺等にぎやかな場所であれば、夜間の利用者も見込めるのではないかという意見も聞かれたところです。これらの意見に倣い、中心市街地での図書館サービスを考えた場合には、エスカートビルやリフレビルを活用することは効果的かつ経済的な方策であると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 次に、貸出冊数についてお伺いいたします。

30冊までということで、この冊数は近隣の自治体と比べても大変多い冊数になっています。そのためか、人気のある作家の本棚はごっそりと空いていて、なかなか借りたい本に巡り会えないということもありました。他の自治体では多くても15冊までとなっているようですが、市ではこの貸出冊数を30冊とした経緯、また今後もコロナ禍ではこの冊数の制限で続けていくのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 30冊まで3週間以内とする「特別貸出」は、通常は連続して休館する前、特別整理期間前と年末年始前に実施しているものですが、このたびのコロナ禍においては、これを感染拡大防止対策時の貸出方法として適用したものであり、先ほど御答弁させていただきましたとおり、来館者数を抑制しつつも、図書館資料を十分に活用していただくことを目的としております。

なお、その効果といたしましては、まず1日の来館者数を見ますと、コロナ禍前の平成30年度では1,073人であったのに対し、令和2年度では557人となっており、およそ半分にまで抑制することができております。

一方で、貸出冊数を見ますと、平成30年度ではおよそ59万冊であったのに対し、令和2年度ではおよそ43万冊と、減少はしているものの、来館者数と比較すると減少の幅は小さくなっており、一定の効果があったものと認識しております。

図書館といたしましては、来館者数を抑制することは非常に残念なことではありますが、「特別貸出」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として当面は継続せざるを得ないであろうと考えております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 次に、電子図書館についてです。これは令和2年6月議会で質問した際の近隣の状況では、県内で導入しているのは7つの自治体ということでした。その後、コロナ禍の外出自粛もあり電子図書館が広がったとの報道もありました。図書館を訪れることなく電子書籍を借りることができる電子図書館は、感染対策を図るとして、コロナ交付金を活用して導入した自治体もあったように見受けました。現在、県内で、その後電子図書館を導入した自治体と導入に至った経緯を把握していれば、その内容について近況をお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 電子図書館は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により図書館が臨時休館となった場合でも、自宅で過ごされている利用者の方に読書環境を提供できる手法として有効な手段であると認識しております。

県内の電子図書館導入の状況ですが、水戸市、土浦市、龍ヶ崎市、守谷市、鹿嶋市、潮来市、筑西市、取手市、笠間市、桜川市、日立市、高萩市、稲敷市と、昨年度に答弁した際よりも6市増えまして、現在13市において導入がされております。

なお、その導入経緯として具体的な事例を幾つか申し上げますと、土浦市では、駅前の新図書館に移転する際、図書館の規模が拡大することに伴うサービス拡充の一環として導入されております。また、昨年11月に導入したばかりの稲敷市では、従来より図書館へのアクセスに

課題を抱えていたために、一つの解決策として導入がされたということでした。

運用の状況につきましては、近隣の龍ヶ崎市、土浦市、守谷市から聞き取りを行ったところ、まず電子図書館の蔵書数ですが、龍ヶ崎市が2万9,009冊、土浦市が1,195冊、守谷市が7,436冊であり、また、1年間の貸出冊数は、龍ヶ崎市では1万412冊、土浦市では529冊、守谷市では2,931冊であったとのことでした。これらの状況を見ますと、蔵書数が一番多い龍ヶ崎市が貸出冊数も非常に多い状況であることから、蔵書の豊富さが貸出冊数に大きく影響しているのではないかと推察しているところです。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

令和2年6月議会での答弁では、電子図書館を導入しても利用している人数は多いとは言えない状況であるとのことでした。しかし、近年の報道を見ますと、利用者の数も、今御答弁ありましたように、約半数は借りられているということが分かりました。

導入に当たっては、先進自治体の状況、そして運用経費を含め慎重に検討していかなければならないという前回の御答弁でもありましたが、具体的な経費の検討などは行われたのか、そして、牛久市として導入する場合、大きな課題としては何があるのでしょうか。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 まず、導入経費につきましては、電子図書そのものの購入費が、1,000冊購入した場合およそ370万円、1万冊購入した場合はおよそ3,700万円かかります。また、そのほかの経費として、初期導入費と運用費がございますが、これは、現行の図書館システムと連携するか否かで大きく変わってまいります。連携版は、現在、図書館で交付している利用者番号やパスワードをそのまま利用できるなど利便性が高い反面、多額のコストを要します。そのため、非連携版のものでその他の経費を試算しますと、それでもおよそ140万円となります。

以上のことから、1,000冊の電子図書館を導入する場合の経費はおよそ510万円、1万冊の場合はおよそ3,840万円となりますが、いずれにせよ、コストとしては紙の書籍の2倍から3倍の金額であり、これが大きな課題となっています。

そのほか、留意すべき点といたしましては、制限のあるコンテンツを購入した場合には恒久的な市の財産にはならないこと、電子機器を使用できる方に利用が限定されるサービスであることなどが挙げられます。

先ほど答弁したとおり、電子図書館はコロナ禍において導入市町村も増加しており、メリットも大きなものがあると認識しておりますが、その反面での課題もございます。

電子図書館を導入するに当たっては、電子図書館をどのように位置づけ、また、どのような

コンセプトを持って運用していくかをしっかりと見定めた上で検討してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 電子図書館の導入に当たっての課題、コストが一つ大きな課題ということでした。

今の御答弁では、仮に1万冊の導入で3,800万円ということでした。これを高額と捉えるのかどうかは市民の読書環境の市としての捉え方にひとえに関わってくることだとは思いません。

昨年度、児童生徒にGIGAスクール構想でタブレット端末が配備されたことにより、電子図書館が導入されれば、長期の休みや臨時休校などの際にも自宅で読書ができる環境が整っています。子供や若い人の日常にデジタル機器の占める割合が大きくなる中で、一方で読書離れが進んでいると言われる人々への読書環境を整えること、このことは、電子図書館を導入する上での一つのコンセプトになるのではと思います。読書サービスの拡大は開館時間の長さではなく、そのサービスが多くの人に享受されることであると考えます。引き続き検討をお願いいたします。

次に、2番目、児童クラブの対応について伺ってまいります。

御存じのように、新型コロナウイルス感染症の第6波は子供や幼児へ感染が広がり、学級閉鎖や学年閉鎖などが各地で起き、牛久市も例外ではありませんでした。その際にも、働く保護者のための放課後児童クラブは継続して行われました。改めて、支援員の方々には深く感謝申し上げます。

以前に、学校の休校の際には、教室預かりの教室クラブと、児童クラブ施設での児童クラブが運営されたと記憶しておりますが、第6波に伴う児童クラブの対応はどのようなものでしょうか。特に、保護者への自粛要請ですが、小学校ごとに対応が異なっていたように聞き及んでおります。自分の子供が通う小学校が学級閉鎖や学年閉鎖になっていることを知らされず、例えば発熱があっても次の日に熱が下がれば児童クラブに預けるケースもあったということや、また、ある小学校では、学級閉鎖や学年閉鎖になった際には、たとえ感染者でなくても、その兄弟については児童クラブの利用を自粛するようになっていたり、様々な対応だと聞いております。

特に、児童クラブは1年生から6年生まで異学年が関わる場所であるので、家族感染が多い現状で児童クラブを利用する保護者には特に注意深く対応していただくことが必要です。児童クラブを利用する際の教育委員会としての保護者への自粛要請のガイドラインはどのようなものでしょうか、伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 第6波に伴う児童クラブの対応についてですが、令和4年1月27日から国のまん延防止等重点措置の適用を受けたことから、牛久市教育委員会で定めた「新型コロナウイルス感染症の感染状況による児童クラブ運営方針」に基づき、手洗い・消毒の徹底など感染拡大防止の措置を講じた上での運営をしています。また、利用者数が多くなり3密を避けることが困難と思われる状況の場合には、かっぱメールや各児童クラブでの周知により、家庭での保育が可能な家庭の児童、また、留守番が可能な児童については利用の自粛を要請しています。

なお、児童クラブを利用している児童や同居の家族に発熱等の症状がある場合は、牛久市教育委員会で定めた「放課後児童クラブにおいて新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」に基づきまして、学校と同様、症状が回復するまでは出席を控える、濃厚接触者に特定された場合は、濃厚接触した日から少なくとも7日間は出席しないなどの対応をしているところです。

各学校での感染状況については、個人情報であることもあり、過度な情報提供については慎重にならざるを得ません。教育委員会としましては、個人情報保護の観点と感染拡大の危険性とを比較して、学級閉鎖等の情報を広く知らせないと感染拡大を止められないと判断したときに限り、学級閉鎖等を行うクラス以外の保護者の皆様へも情報提供することが必要と考えております。

したがって、学級閉鎖等によって感染拡大を止められる状況だと判断した際には、学級閉鎖等を行うクラス以外の保護者の方々へは積極的な公表は控えているところです。

学校や児童クラブごとに対応の差が大きくならないよう、教育委員会としての方針の共有に努めてまいります。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 次に、支援員の感染対策としてのワクチン接種及び検査キットの活用について質問いたします。

ワクチン接種の1回目、2回目に関しては優先接種が行われたと認識しておりますが、3回目の接種の状況はどのようでしょうか。支援員の方も比較的高齢な方が多ければ、3回目の早期の接種が望まれるところです。

また、昨年未頃、国から児童クラブに抗原検査キットが配送されたと伺いました。この使用期限が今年の1月末となっているものですが、聞くところによりますと、ほとんど利用されずに今保管されているとのことでした。児童クラブの子供にコロナ感染の陽性反応が出たので、その際に接触した支援員がこの検査キットを利用したいと思ったが利用できなかったとの声も

聞きました。国からの指示がどのようなものだったのかも含めて、抗原検査キットの活用についての支援員への周知についてもお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 コロナワクチン接種につきましては、1回目と2回目の職域接種が市として実施されました。そして、3回目については、令和4年2月7日付厚生労働省通知により、支援員のうち接種希望者へは迅速かつ円滑な接種が進められるように、市のワクチン接種担当課と連携することが示されたところです。

支援員の2回目の職域接種による完了月は7月または8月であり、後半の8月接種者の場合、牛久市の3回目の接種券発送が通知翌日の2月8日でしたので、既に各自が予約できる状況になっています。したがって、支援員に対する優先接種は行っておりません。しかし、早期のワクチン接種を希望していても、3回目の接種が進まない場合には個別に対応してまいります。

また、児童クラブに配備された抗原検査キットは国の事業により配布されたものであり、支援員を対象として、出勤後に発熱等の症状が現れた場合に使用ができるなど、対象者や使用条件が限定されています。

児童クラブでは医師等の医療従事者がいないため、検査を行うときには所定の研修を受講している検査実施管理者の立会いが必要となります。そのため、教育企画課職員が児童クラブのサブリーダー支援員への研修を実施しました。そして、さらにそのサブリーダー支援員が各児童クラブ内で研修を実施することで、全支援員の3分の1以上が検査実施管理者として各児童クラブ内で必要時に検査ができる体制を確保しました。そのほか、リーダー会議においても各リーダーへ事業の趣旨を詳細に説明するとともに、研修を受講していない職員にも必要事項や使用条件、使用の仕方等の概要を記載したマニュアルを配付し、全支援員への周知をしております。

現状におきましては、出勤後に発熱等の症状が現れた支援員はいないため、検査キットの使用には至っておりません。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 この検査キット、学校にも配布されたそうですけれども、やはり、学校でも使い勝手が悪くほとんど使われていない現状が新聞報道にもありました。

今伺いますと、使用条件が出勤後に発熱の症状が現れた場合とありましたけれども、発熱すれば検査するまでもなく病院に行くでしょうし、この使用条件が現実的ではないと現場の方たちも感じていて、先ほどのような声もあったと思いますし、ちょうどその頃、ちまたでは検査

キットがなくなって皆さん困っていらっしゃるのに、児童クラブのほうでは余っているという現状があって、そういうお声も上がってきたと私は思っております。

いずれにしても、国の事業であれば、市としてはそれに準じた方法で対処してくださるしか方法がなかったのかなということと理解いたしました。

次に、3番目です。ハートフルクーポン券事業について伺ってまいります。

市内事業者にもコロナの影響が今も長く続いており、その都度、市でも様々な支援を行ってきたことは承知しております。

事業者への支援金として現金が給付されること、それはそれで事業者にとってはありがたいことでしょうか、一方で、コロナ前より長く続いてきた牛久市のハートフルクーポン券事業は、クーポンを購入する人と参加事業者の双方にメリットがあるという意味において、また、現金給付のような形ではなく、事業者にとっては売買での収入になればやりがいにもつながるものと考えます。

令和2年度から事業者の負担分を市が担うことにより参加事業者が増えたことや、販売金額を増やしたり販売時期を前倒しにしたりと工夫を重ねたことで、令和3年度は数日で完売という事態もありました。

令和2年度は6億円、令和3年度は5億円の販売金額でしたが、まだしばらくは巣籠もり需要も続くと予想されるのであれば、クーポン券の販売金額の増額もと考えるところですが、来年度予算ではどのような検討がされたのでしょうか。事業者の負担分の検討を含め、お尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 コロナ禍で市内経済が冷え込んでいた令和2年度、そして今年度と、ハートフルクーポン券のプレミアム分については、事業者負担をゼロにして市が全額を負担しています。

令和4年度予算についても、市商工会から同様の要望があり、依然として新型コロナウイルス感染症が多く事業者に影響を及ぼしている現状、ハートフルクーポン券が市内経済に大きな効果をもたらすことが期待されるとの理由から、前2年同様、事業者負担ゼロの予算といたしました。

事業者負担ゼロだけが理由とは限りませんが、大型店を含めて参加店舗がかなり増えたことは事実であり、その結果、購入者の選択肢が増え、さらに購買意欲の喚起につながるという好循環を生んでいます。

また、プレミアム分の負担割合につきましては、事業に係る印刷費、宣伝費、事務費等を含めた全体の運営費は事業者に負担していただくとの考えから、発行額と運営費から算出して、

現在の負担割合78対22が決められております。事業開始からかなりの時間がたっていることもあり、令和5年度以降の負担割合については、今後のコロナ禍の状況、市内経済の回復具合などを勘案しながら市商工会と協議していきたいと考えています。

次に、ハートフルクーポン券の販売状況ですが、令和2年度、3年度と、発売開始からかつてないペースで完売しています。令和2年度の後期には1億円増額しましたが、3年度は従来どおり前・後期合わせて5億円とし、4年度予算においても5億円での計上としています。増額に限らず、全ての検討事項は発行元である商工会との協議が必要ですが、事業者負担をゼロとする現在の方法では、販売額を1億円増額すると、市の負担が1,000万円増えることとなりますので、増額に当たっては慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 事業者の負担分78%と22%、この数字も今後検討していくという御答弁でした。よろしくお願ひ申し上げます。

ところで、このクーポン券の販売方法なんですけれども、各販売所で販売されることになっておりますが、市役所の場合、初日には購入希望者が並ぶこともあり、コロナ禍での新しい生活様式での販売方法としては検討の余地があると思います。

他の自治体では、はがきによる申込みをして、多ければ抽せんという方法が多く見受けられました。今の方法では、高齢者など平日に販売所に出向くことができる人は購入できますが、いわゆる子育て世帯で共働きの人たちは購入することが難しい状況です。中学校などに進学する際の制服や自転車、ジャージなどを購入する際に使いたいけれども、クーポン券を買うことができないという声も聞くところです。そんな人たちにも購入できるように、インターネットでの申込みをしている自治体もありました。いずれにしても、広く多くの市民がメリットを受けることができる工夫は考慮する必要があるのではないのでしょうか。

例えば1世帯、今10万円の購入限度額になっていると思いますが、それを例えば低くして、5万円にするなどすれば、今よりは多くの市民に買っていただけますし、シルバー世代が使う事業者とはまた違った事業者にクーポン券が使われるということも考えられるのではないかと考えます。

購入する人も参加する事業者にもなるべく広く平等にそのメリットが行き渡る方法の検討が補助金を支出している市としても、商工会とも連携し、進める役割があると考えますが、御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 市役所本庁舎におけるハートフルクーポン券販

売の際には、感染症対策として入り口での手指消毒をお願いし、購入者同士の間隔を確保できるようラインを引いて販売していますが、感染対策の強化や購入機会の平等性といった観点から、はがきによる抽せんやインターネットによる申込みという販売方法も選択肢としてはございます。また、近隣自治体でもこういった方法を取っているところがあることは承知しております。

ハートフルクーポン券の昨年度と今年度の販売実績は、数日で完売してしまうといった状況が続いており、購入できなかったという市民の方には本当に申し訳なく、週末の販売開始にするなど、何らかの改善策の検討が必要と思われまます。

ハートフルクーポン券は、平成14年の発売以来、毎年御好評をいただき、市民の方々の認知度もかなり高いだけに、これからも事業者支援の一環として継続すべき事業の一つであると認識をしております。販売方法、購入限度額、購入機会の平等性を含め、たくさんの御意見を頂戴しながら、今後の方針や方向性について発行元である商工会との協議を重ねて、本事業のよりよい運営につなげていく所存でございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 このクーポン券事業というのは、牛久はとても長く続いているということを伺いました。ほかの自治体では単発的なものですが、これが長く続いているそのメリットを生かして進めていただきたいと思います。

次に、2番目の大きな問いになります。

ポストコロナ時代を見据えた庁舎機能体制の整備をということで、窓口業務のデジタル化について伺ってまいります。

昨日の同僚議員の質問にも、書かない窓口ですか、そういうお話がありました。新しい生活様式に向けた行政サービスのデジタル化への対応は待ったなしであります。市でも、令和3年度4月から、マイナンバーカードを使用してのコンビニ交付が始まりました。約1年がたちましたが、その間の証明書の交付件数の推移について伺います。あわせて、市役所庁舎に設置されているキオスク端末での交付件数もお願いいたします。そして、その総数は交付件数の全体の何割になるのかもお示してください。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

令和4年2月末現在、コンビニ交付による証明書の総交付部数は5,289部で、このうち総合窓口課前に設置しておりますキオスク端末におきましては631部交付しております。

市全体の証明書のうち、コンビニ交付の対象である住民票、印鑑登録証明書及び所得証明書

の合計部数は、同期間で5万8,749部であるため、コンビニ交付の割合は、9.0%となります。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 コンビニ交付は約9%ということで1割近くをいっているということが分かりました。コンビニ交付に関しては、マイナンバーカードの普及を促進する意味でも国も推進していると認識しています。そこで、コンビニ交付の手数料を窓口での手数料より安くしてインセンティブを持たせ、コンビニ交付の推進に力を入れている近隣の自治体が多く見受けられました。私が調べたところでは、つくば市では窓口は200円、それに対して、コンビニでは150円、龍ヶ崎市は窓口が300円、コンビニでは200円、取手市は窓口では300円、コンビニでは200円、守谷市では窓口では200円、コンビニが150円、そして土浦市は窓口もコンビニも同額の300円でした。

牛久市でも導入に当たって手数料の金額の検討はされたことと思いますが、結果としては、牛久市は窓口もコンビニも同額の300円の手数料となっていますが、どのような検討がされたのでしょうか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 県内市町村におきまして、コンビニ交付の手数料を窓口の手数料より安く設定している市町村は半数以下で、牛久市と同様に、同額としている市町村の方が多い状況となっております。

牛久市でコンビニ交付を導入する際には、県内の市町村の状況を踏まえて検討してまいりましたが、新たに市民の利便性の向上につながるサービスを導入するという観点から、コスト面も考慮した上で手数料は下げないこととし、窓口の手数料と同額といたしました。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 次に、2番目です。出張所を含めた証明書の発行体制について伺ってまいります。

まず初めに、市の証明書発行業務が現在の体制で行われるようになった経緯について質問いたします。

昭和63年の出張所設置条例の制定の経緯も含め、時系列でお尋ねします。そして、出張所ごとに年間の証明書発行数を多い順にお示しいただき、出張所全体としての発行数は市の全体の何割になっているのかもお願いいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 市制施行から2年後の昭和63年第2回定例会におきまして、エス

カードビルの中に出張所を設置するための補正予算を計上し、市として初めての出張所を開設する準備が始まりました。翌月7月の第2回臨時会におきまして、「牛久市役所出張所の設置に関する条例」を上程し、エスカード牛久ビルの4階に最初の出張所である牛久市役所駅前出張所が10月3日にオープンいたしました。次に、平成元年5月8日に奥野出張所が開設され、平成18年7月1日には三日月橋出張所が開設されました。平成22年4月1日にはリフレ出張所を開設し、「駅前出張所」も「エスカード出張所」と名称を変更いたしました。リフレ出張所は、ひたち野郵便局が開設するまでの1年間、証明書の発行業務等を行いました。当時は1日当たり約10人の来客数でした。

昨年度、各出張所で発行した証明書数及び全体に占める割合についてですが、多い順にエスカード出張所が7,356件で7.1%、ひたち野郵便局は出張所ではございませんが業務委託件数として2,331件で2.3%、奥野出張所が1,904件で1.8%、三日月橋出張所が1,234件で1.2%、出張所全体としては12.4%となっています。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 コロナ禍の中、行政のデジタル化でマイナンバーカードの交付も順調に進んでいると認識いたします。最近の交付数、つまり所有割合はどれほどになったのでしょうか。また、マイナンバー制度では一部の行政手続において書類の添付が簡略化するため、証明書発行需要が減少するとも言われますが、そのあたりの状況がどうなっているのかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 平成28年1月からマイナンバーカードの交付を開始し、約6年が経過いたしました。最新のデータでは、令和4年2月末現在の牛久市のマイナンバーカード交付率は44.0%となっており、全国平均及び県平均の交付率を上回っている状況です。

また、マイナンバー法に基づき専用ネットワークシステムを用いることで、住民が各種手続の際に行政機関等へ提出する証明書等を省略することができる情報連携につきましては、平成29年11月から本格運用が始まっており、主な手続としましては、児童手当、児童扶養手当、医療福祉費支給制度及び国民健康保険税の賦課や介護保険料算定の際などでマイナンバーを利用した情報連携を行っております。

これまで多くの業務で所得証明書等の添付を求めておりましたが、情報連携により証明書の添付は不必要となったため、証明書の発行件数は減少し、さらにマイナンバーカード所有者によるコンビニ交付利用者が増えることで、窓口での証明書発行件数は減少していくと予想されます。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 マイナンバーカードの普及も先ほど44%と、市民の半数まで進んだことが分かりました。そして、そのことが証明書発行需要の減少にもつながるという見込みとなり、また、コンビニに交付も今約1割ということでしたけれども、今後増えていくことはあっても少なくなることは考えられない。そんな中で、市全体の証明書発行体制の在り方を考えることも必要になってくるのではないのでしょうか。

今回の予算では、リフレビルの2階にさらなる行政サービスの充実を図るため、(仮称)ひたち野リフレ市民プラザの設置費用が計上されております。ひたち野うしく地区は、昭和63年の出張所設置条例ができた頃とは大きく状況も変わり、多くの人口を擁する地域となりました。比較的若い世代の転入者も多く、今後暮らしていく中では窓口業務だけではなく、図書館機能や子育て広場の常設化など、行政サービスとしての課題はまだ残っていると思います。

しかし、一方で、先ほどお示しいただいた各出張所の発行数、これを1日当たりにはとしますと、三日月橋出張所では1日平均三、四件、奥野出張所では1日平均五、六件、そして、ひたち野うしく郵便局では約10件、そして、エスカード出張所では二十四、五件という数字になります。この中で、何といたってもエスカードの発行数が多いのは、駅前という立地と商業施設との複合であることは間違いないでしょう。

今後、窓口業務としての証明書発行業務は、全体としては減少していきだろう中で、同じように行政サービスを続けていくのではなく、縮小するところ、拡大するところの選択、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの考え方が必然であろうかと考えます。出張所の現状と地域性など様々な要素を検証し、改めて市として全体の今後の証明書発行体制の考え方について伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 国の広報やマイナポイントの第2弾の影響もあり、マイナンバーカードを申請する方は現在も途切れることなく窓口に来庁しております。

普及に伴い、総合窓口課前のマルチコピー機でコンビニ交付の操作方法を教えてほしいという方も増えてきました。このような方は、次回からは身近なコンビニでチャレンジするものと思われるます。

一方で、マイナンバーカードを持参していても、大切な個人情報が記載された証明書は職員の手からもらいたいと希望する方も根強く多い現状があります。また、コンビニ交付で取得できる証明書は3種類に限られており、その他の証明書はこれまでどおり窓口で申請いただくこととなります。市といたしましては、国で示すマイナンバーカード普及の目標期限である令和5年3月末時点において、その普及率や証明書の発行場所やその件数など、様々な要素を検証

して各出張所の在り方を検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 令和5年3月末ということですので、そう先ではない将来に考えていかなければいけないということが分かりました。

それでは3番目です。

庁舎機能体制の整備の方向性について伺ってまいります。

コロナ禍により、庁舎における業務体制が手狭なことがにわかには浮き彫りになったわけですが、それとともに庁舎の老朽化対策も大きな課題であります。

公共施設等総合管理計画、これによりますと、庁舎は1974年築と50年が経過し、平成15年に耐震補強工事、平成28年に空調設備の更新工事を実施とありました。それを踏まえて、今後、庁舎の老朽化対策をどうしていくお考えでしょうか。これは、財政面も含め、中長期的に考えていく問題でもあると思いますが、だからこそ今からロードマップを描く作業を進めることも必要であると考えます。

どこの自治体でも、庁舎建て替えなどに際しては、検討委員会で協議を重ね、市民へのアンケートや意見も集約し、何年もかけて基本方針や基本計画を策定し検討しています。それだけ大きな事業にもなるかと想像されますが、避けては通れない課題であれば、市長のお考えをお聞かせください。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 本庁舎は昭和49年に建築され、築47年が経過した建物になります。

建築された当初と比較しますと、人口が増え市民ニーズの多様化に対応すべく、職員数も増加となり、分庁舎の建設や増改築等を行い、市民サービスの低下を招かないような対応を行ってまいりましたが、老朽化以外にも事務室が手狭となるなどの問題があり、職員組合からも執務環境の改善要望が出されているところであります。

庁舎の老朽化対策として、令和4年度に劣化診断調査の予算を計上しているところでありますが、その結果を見極め、どのような手法での改善が望ましいか、また、財源の問題など、庁内での議論を重ね、方向性を決定しなければならぬと考えます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 確かに、本年度の予算には庁舎劣化の調査として約30万円ですが、この予算を計上されておりました。この劣化診断調査というのはどのような調査になるのでしょうか。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 劣化診断調査につきましては、構造体のひび割れの発生状況や塗装表面の状態、タイルの浮き具合、鉄部のさび等について共用部からの目視や触診、打診などの手法により調査を行いまして、建物全体の劣化状況を判断するものとなります。対象施設は本庁舎、分庁舎、第3分庁舎を計画しておりまして、建物の劣化や設備の不具合等を明確化することで、事故や災害等により建物や設備から発生するリスクを軽減することができ、どのような手法での改善が望ましいか、今後の庁舎の在り方について判断するための根拠資料となる調査となります。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 分かりました。

新しい生活様式がどこでも叫ばれ、今後の社会全体の行動変容を見据えた取組が行政にも求められてまいりましょう。そんな中で、市役所本庁舎の役割、出張所の役割をどのように定義していくのか。ポストコロナ時代を見据え、庁舎機能の体制を今まさに見直し、再編するときではないかと考えます。

一部自治体で導入が始まったスマート申請では、マイナンバーカードとクレジットカードがあれば、自宅のスマホやパソコンから証明書の申請をし、支払いもでき、郵送で書類も届きます。もちろん全ての証明書ができるわけではありませんが、それでもマイナンバー制度やコンビニ交付とともに証明書発行業務が減少する方向性は明らかです。そうなれば、出張所では証明書発行業務以外に新たに相談業務などを行うことも可能となりますし、地域の実情に合わせた他の業務を行うこともできます。

出張所を単に証明書発行業務だけでなく、支所的な機能を持たせ、地域により近い場所で市民が使いやすい行政サービスをとした整備が今回のリフレビル2階へのひたち野リフレ市民プラザであり、5階への市役所事務所であると認識いたします。

そこで、改めてリフレビルの2階の設置予定の市民プラザにはどのような機能を持たせるのか、また、5階に教育委員会事務局を集約するメリットについて質問いたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 まず、ひたち野リフレビルの活用方法検討の経過について申し上げますと、株式会社小森エンジニアリングからの退去の申出を受け、ひたち野リフレビル利活用検討委員会を設置いたしました。

検討委員会は9月6日から11月25日までに3回、その間にワーキングチーム会議が1回行われ、リフレビルの利活用について検討がなされております。

会議では当初、5階、6階のテナント部分の利活用方法について、テナント募集の方法などについて検討しておりましたが、その中で、現在の市庁舎の密解消法の一つとして、市庁舎と

しての活用については、総合窓口の混雑解消や市民の利便性の向上の手だてとしてこれまで以上の機能を持たせた出張所の設置の必要性などの意見がありまして、また令和4年度から郵便局の事務手数料が改正され、令和2年度の実績からの推計ではございますが、委託料が約3.1倍になることなども報告され、あわせて検討を行ってまいりました。

その結果、2階部分には既存の出張所機能に住民登録や戸籍届出、マイナンバーカード業務等を含めたサテライト的な窓口を、6階部分は従来どおりテナントとしての貸出しを継続し、5階部分には、年少人口が多いことや、以前、中央生涯学習センターに機能を集中させ業務の効率化を図る計画があり、その際の計画面積を若干上回る事務スペースが確保できることなどから、教育委員会が適当であるとの結論に至りました。

教育委員会の集約には、決裁や打合せの際に移動時間がなくなることにより、他課との意思疎通が容易となり、現在、教育委員会で進めております学校教育と社会教育の連携強化という面でもさらなる推進につながるメリットがございます。2階部分に設置いたします市民窓口で行う業務については、今後さらに精査を行う予定となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 市民プラザの内容、そして、教育委員会を空きテナントとなった5階、6階のうちの5階に集約するとなった経緯について御答弁をいただきました。

ちょっと再度質問したいんですけども、この床の賃借料、聞くところによりますと、5階、6階、ワンフロア年間約1,000万円ということですので、ツーフロア分は約2,000万円になります。

昨日、開会日に総務常任委員会のほうから閉会中の事務調査の報告をいただきました。そこによりますと、この空きフロア、現在の事業所が退去した後に入る事業所については、広く優良企業を募ることができるというふうに書いてあります。こういう可能性があるにもかかわらず、早々と5階に教育委員会を集約することになった、それはどういった経緯だったのかをまず1点、お伺いいたします。

約半年で決まったわけですよ。それに比べて、一方ではエスカード牛久ビルは、もう何年も空きテナントになっているところがあるにもかかわらず市役所機能の移転という検討はどうしてされなかったのかということ、2点お伺いしたいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 今回、リフレビルに移転するということが決定した理由としましては、そもそも小森エンジニアリングの退去というお話がありまして、ひたち野リフレビルに限定した利活用検討委員会を設置して、先ほども答弁したとおり、どのような形で

業者を募集するかというところで始まったわけなんですけれども、その検討の中で、リフレビルの活用の方法として、先ほど申し上げたとおり、庁舎として活用できないかや市の出張所としての活用をできないかという意見があったために、その話合い、検討の中で、ひたち野リフレビルにそういった機能を持たせるということが決定したということで、今回については、エスカードについての検討はなされていないというのが現状となります。

以上です。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 エスカードビルというビルはもともとエスカードのほうの地権者がいるということと、それを解決しなければやっていかなければいけないということと、あそこはまた土地開発株式会社が管理しています。また、リフレの場合は完全なる事務所、1階は郵便局、それから保育所、そういうことがございまして、性格というか、ちょっと立ち位置が違うわけでございますので、一概にエスカードとリフレは比較できないところでございます。エスカードビルに対しても、5月から商業テナントが入ることとなります。もう4階のフロアは地権者との交換ということで、早く4億円の借金を返すような手だてを考えなければいけないということで、性質の違う場所でございます。

そして、教育委員会がなぜという話でございますが、教育部局はいろいろなところに、例えば体育館のほうに一部あります。それから生涯学習センターにもあります。そういう分散したということで、思いのほか、そういう連携したことが周りからも疑問視されたという時期がございました。

そういうことの中で、一時は市民センターの中に一括してやろうという話になる。ただ、それだと会議室もつくらなければならない、閉鎖するしかない、あと経費もかかるということで、だったらということで、そういう検討はもう始まってございます。前からしてございます。そして、小森さんが出るということで、庁内でやった場合には比較的経費もかからない。そういうおのおの求めているものが合致したのではないかなということで、一時、確かにエスカードビルにおいても3階部分を公共施設にという話がございました。それは私たちも課内では随分議論してございます。ただ、今でもこの2階の部分に商業施設が入ります。あと、駐車場がもうまず無理であろうという話をして、こちらから職員が通うとなると約20分から30分かかってしまうというようなこともありまして、どうなるのかなという話をしました。それも一つございますけれども、ただ、その中にリフレがあったということで、そちらのほうは職員の負担なく、牛久でもコスト的に大分削減でき、そして、おのおのの目的のビルがそれに近い形でできるのかなという部分で、これが経過だというわけです。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

もう1点、ちょっと確認したいんですけども、今、ひたち野リフレの利活用検討委員会ではエスカートの検討はされなかった、関係ないというようなお話だったですし、総務常任委員会でもエスカート牛久ビルの利活用をしようということにはならないという記述があります。そして、前回の全協のときにも市長はそのエスカート特別委員会の動きは知らなかったというようなことをおっしゃったと思います。

しかしながら、この2月21日に出された回答書を見ますと、これは明らかにエスカートとリフレの建築費の比較までして、エスカートのほうは約2.8倍の工事費になるという記述がございます。ちょっとここら辺の整合性が取れないんですけども、これはどういうことでしょうか。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 先ほどもお答えしましたとおり、リフレ利活用検討委員会はひたち野リフレビルをどのように活用するかということを主眼に検討したものであり、エスカートについては、その際は検討の項目として含まれていないために検討はしておりません。

回答書に、エスカートビルとの比較が記載されていると思うんですけども、それは後で比較した結果、エスカートビルとの差がこれだけあったという報告でございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 ちょっとよく分からないんですが、分かりました。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 そのような、さっき比較と言いましたけれども、これは私がそういう指示をしたということでもあります。というのは、議員の皆さんからリフレについてあるいはエスカートについていろいろな御意見がございました。そして、私たちはリフレのことを検討しました。市でもエスカートビルを検証しなかったということではありません。もう私たち前からもうそういう話をしていました、今始まったことでなく。ただ、そのときにどのようにこの点を、何と言いますか、リフレとエスカートビルがどのような状況なのかということを説明するのも、皆さんに選択していただく一助になればと私は思って、私が出したような指示をした経緯もございました。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 承知いたしました。

では、次の質問をさせていただきます。

令和2年度の市民満足度調査のもと充実してほしい施策の2位は牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくりであることは御承知のことと思います。

また、第4次総合計画のまちづくりの将来像に新たに「にぎわい」という言葉が入ったのは、市民アンケートで市民が牛久市に対して活気のある快適なイメージを望んでいることからであるとされています。

翻って、エスカード特別委員会では、エスカード牛久ビルに市役所一部機能の移転や図書コーナーや学習コーナーなどの文化的施設、そして、地域の誰でもが集えるリビングのような場をと提言いたしました。

エスカード牛久ビルの活性化とともににぎわいをつくり、最少のコストで最大の効果を出すために何を整備すればよいのか、その中でまとめ上げた意見が市役所の一部移転と市民からの要望が多かった文化的施設になりました。しかしながら、先ほども申し上げました回答書、こちらには市役所機能の一部移転先をエスカード牛久ビルではなくリフレビルに計画していることが報告されたところです。

ひたち野うしく地区では、子育て世代が多く居住する地域性を鑑みた行政サービスの整備に至ったことは理解いたしましたが、一方、エスカード牛久ビルのある牛久駅周辺地区は、高齢化が進む地域性となれば、それに対応した行政サービスが求められるのは必然です。

先ほど、リフレビルは事務室利用であり、エスカード牛久ビルは商業施設であるからということが言われましたし、回答書にもそのような記述がございました。しかし、商業施設であるからこそ市民の生活に密着した施設であり、店舗の入居が進まない状況の中でにぎわいをつくるためにそもそも公共施設の検討を行ってきたのではなかったのでしょうか。

先ほどの中央図書館の協議会での話し合いの中でも、委員からは学習室を利用する学生などの場所の確保も大切にしてもらいたい、それには今の場所ではなく駅周辺などのにぎやかな場所がよいという意見がありました。

エスカード牛久ビルかリフレビルかのどちらかではなく、どちらも牛久市における庁舎機能体制の整備として見た場合、必要な整備になるかと考えます。もちろんどちらにもとなれば、設備だけではなくそれだけの職員体制も整えなければなりません。現状では、市役所の総合窓口で日々市民に対応している多くは任期付きの会計年度職員の方ですし、職員もなかなか採用できない現状で、即戦力となる人材をそろえるのも大変難しい課題ではあります。

しかしながら、様々な行政手続や相談業務のデジタル化とともに、支所や出張所と市役所をつなぐオンライン相談環境の整備などを始めている自治体もあります。証明書発行業務だけで

はなく、様々な相談業務がオンラインでできる環境があれば、リフレビルと同じく、エスカード牛久ビルにも支所的機能を持たせることは可能です。

リフレビルに市役所機能を整備する場合のリフレビルの役割と、エスカード牛久ビルに市役所機能を整備する場合のエスカード牛久ビルの役割はおのずと違ってくると思います。ひたち野うしく駅を中心としたリフレビルの役割、そして牛久駅を中心としたエスカード牛久ビルの役割を市としてはどう捉え、まちづくりをしていくお考えかを再度お尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 まちづくりの観点から見た、エスカード牛久ビル、ひたち野リフレビルの役割としましては、牛久市第4次総合計画第1期基本計画の第5章にもあり、エスカード牛久ビルは商業店舗等の誘致や公共施設の整備などにより市民の生活利便性向上を図りつつ、新たな人の流れをつくるための中心であり、ひたち野リフレビルは地域住民の利便性の向上や交流促進を図るための中心であるとされています。

また、都市計画マスタープランにおいて、牛久駅周辺、ひたち野うしく駅周辺とも商業・にぎわい創出拠点であるとともに、公共公益施設の強化や充実がうたわれております。商業ビルとオフィスビルの違いはございますが、いずれの施設も多様な世代が安心快適に住み続けられるまちづくりの核であり、これらを拠点としたまちづくりが基本であると考えております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 今回の御答弁で、それではエスカード牛久ビルに今後、公共的施設は整備されていくのかどうか、その辺をちょっと確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 皆さんにも以前に御紹介ありましたが、4階は公共施設の場所、図書館の一部の出張所みたいなことを考えながら、そしてまた学生たちが集える場所をつくり、そしてまた牛久に御要望のあるいろいろな展示する場所を考え、また、あそこはこちらの隣の棟の連絡通路もあり、非常に一体型とすると非常に学習、市民の皆さんが利活用しやすい場所になるのかなと。そしてまた、1階にはそのような核とする場もございます。ですから、私は、ただ3階も4階もというわけじゃなくて、やはりあそこは商業ベースなので、今までも何としてもお金を返すしかない、それで幾らか利益を取れることを考えないと、私はちょっとならないのかなと思っています。4階はそういうもので、皆さんの御要望のあるミュージアムとか図書館の一部機能とか、それからテレワーク、それから子供たちの学習できる場所とか、そういう総合的なこれからの市民の皆さんの求めているものをあそこにつくってはどうかという提案をいたしました。

また、リフレビルのほうは事務棟でございまして、そういう商業的なものはできないと。建

物を建てる時の一つのここは事務用ですよということが決まっておりますので、商業的なスペースはできないということもあります。だから、そういうことで、一部機能はリフレのほうに持っていったほうが市民サービスにも寄与するのではないかと、そして、この牛久の中心地にあるエスカードビルには4階部分にそのような市民の方たちが要望しているような場所、ただあそこは手狭でございますので、一般的なそういう展示をする大きな場所をつくってしまうと、2階が今度5月に開店する2店舗が入ります。それでももう駐車場が狭いという状況がございますので、そのようなときにどのような選択をしたらいいかということを考えて場合、やはりいろいろなことを調査して、何が一番牛久に利するものかということで、このような結果に至ったということです。

以上です。

○杉森弘之 議長 答弁者に申し上げます。

答弁残時間が残り少なくなりましたので、簡潔にお願いいたします。

山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 それでは、4階のほうにも市民の要望を取り入れながらということとで考えていただいているのかなという、すみません、はっきり分からなかったのですが、そのように受け止めましたので、よろしくお願い申し上げます。

それでは最後です。

今までの行政サービスが窓口で対面ですが基本であったものが、ポストコロナ時代にはそれだけではない新しいサービスの在り方が望まれ、国においても「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」がデジタル社会の目指すビジョンとして示されました。今まで出張所で行われた業務はコンビニや端末機器でも行うことができる、そうなれば、これからの出張所の役割は何なのかを見直すときだと考えます。

最後に、本庁舎の役割、そして出張所の役割をどう定義し、これからの庁舎機能体制の整備をしていくのか、その方向性をお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 これまで、主な行政サービスにつきましては、本庁舎を中心として、証明書発行など一部の業務を出張所等で行ってまいりました。しかしながら、コロナ禍の中で業務の一極集中の危険性などもあり、機能の分散の必要性についても検討すべき事項となっております。

オンライン形式の相談体制の導入やエスカード出張所の機能拡充については、費用や職員数などクリアすべき課題はございますが、行政サービスとしての庁舎機能体制の在り方について、検討していかなければならない課題として取り組んでまいります。

また、ひたち野リフレビル2階窓口で行う業務につきましては、先ほど申しあげました業務などを予定しておりますので、その効果を検証しながら、エスカート出張所の在り方について検討してまいります。

将来的には、そのほかの出張所の在り方についても、利用状況やマイナンバーカードの普及状況などを勘案しながら、検討すべき事項であると認識しております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

ポストコロナ時代を見据えた取組というのは、先ほども御答弁いただきましたような行政手続のオンライン化、そして、キャッシュレス納付の推進、テレワーク体制の整備など、牛久市においても個別には取組が進められていますが、全庁においてデジタル化の計画、これはまだ作成されておりませんし、どこが市としてはやっていくのかという推進体制、そういったものも整備するまでには至っておらず、今後の課題であると認識いたします。

デジタル技術を活用して、市民の暮らしや行政サービスが変わり、新たな学びが生まれ、職員の働き方も変わる。その波に取り残されないよう、明確な方針を掲げて取り組んでいただくようお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で10番山本伸子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時35分といたします。

午前11時27分休憩

午前11時37分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番伊藤裕一議員。

[5番伊藤裕一議員登壇]

○5番 伊藤裕一 議員 無会派の伊藤裕一です。本日は大きく2点質問させていただきます。

1点目は、常磐線ダイヤ改正についてです。

昨日の同僚議員と重なるところも多いところではありますが、JR東日本によるプレス発表並びに各種報道によれば、昨年12月に発表された今年3月12日の常磐線ダイヤ改正により、上野駅始終着の一部列車が品川駅乗り入れとなる利便性向上の一方、朝の時間帯の一部普通列車の減便、特別快速列車の上り下り各6本から各2本への大幅な減便、土浦駅以南の上野品川方面は10両編成の列車の割合増加、土浦駅以北の水戸いわき方面へは主に5両編成化と、軒並み利便性低下が目立つダイヤ改正となっております。昨日は乗降客数の3割減という答弁も

あり、民間企業である以上、やむを得ない面があるとはいえ、定住人口・交流人口拡大の観点から好ましくない事態と言えます。

まずは、常磐線ダイヤ改正について、本市として把握している情報を確認いたします。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 JR東日本2022年3月ダイヤ改正については、令和3年12月に令和4年3月12日実施として発表されております。

主な改正内容は、利用状況に合わせた特急列車、特別快速列車、普通列車の運転本数の見直し、上野駅始発・終着の一部の普通列車の品川駅延伸、日中時間帯の土浦駅以北の普通列車の編成車両数見直しとなっております。

実際の駅の利用状況を見ますと、牛久駅とひたち野うしく駅を合わせた1日平均乗車人員は、令和元年に1万9,396人であったものが、令和2年には1万3,952人となり、5,444人の減、約28%の減少となっております。

牛久駅に関する改正内容としては、特急列車が牛久駅で上り・下り2本ずつ減便となります。普通列車では、利便性の向上と利用状況に合わせた見直しが図られます。

まず、上野行き・上野駅始発の一部列車が品川駅まで延伸されます。これにより土浦駅、上野駅基準で10時から14時台の列車は全て品川行き・品川駅始発となり、利便性が向上します。特別快速列車については、上りでは土浦駅9時発の品川駅行きが新設され、土浦駅11時から15時台発の5本が廃止されます。下りでは上野駅16時台の土浦駅行きが新設され、10時から14時台の5本が廃止されます。これにより、普通列車は1時間4本から1時間3本に減便され、特別快速列車は上下線で1日2本ずつとなります。また、通勤時間帯を除く日中時間帯では、下り列車は全て土浦駅で降りたホームの反対側で待っている5両編成の列車に乗り換えとなります。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 今後の要望活動の中で、同じくダイヤ改正の影響を受ける他自治体とともに激変緩和措置のような形で常磐線の利便性低下を抑えることを訴えていくことが重要と考えますが、JR東日本に対する今後の要望活動に対する考えを伺います。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 今後の要望活動についてですが、現在、牛久市は、茨城県常磐線整備促進期成同盟会、茨城県南常磐線輸送力増強期成同盟会、常磐線東海道線乗り入れ推進協議会の3団体に参加し、活動しております。これらの団体は、常磐線の利便性向上と活性化のための利用促進を目的として活動しており、年1回のJR東日本への要望

活動と利用促進キャンペーン、広報看板設置などを行っております。こうした活動の結果、常磐線の東京・品川駅の乗り入れも実現しております。

本年度も、常磐線整備促進期成同盟会で各自治体の要望を取りまとめ、「常磐線のダイヤ改正等に関する市町村要望」として、コロナ禍ではありましたが、昨年7月12日にJR東日本水戸支社に直接の要望活動を行いました。

便数を元に戻すような要望活動をする予定という御質問ですが、市としては対面でJRからの回答が得られる常磐線整備促進期成同盟会の要望活動が一番効果的であると考えております。来年度も要望事項を取りまとめる時期がございますので、その際には議会を含めた牛久市の要望事項を集約してJRに要望してまいりたいと考えています。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 要望活動に取り組んでいただくことに期待をいたしまして、次の質問へ移りたいと思います。

2点目は移住支援策についてです。

バブル崩壊後の土地価格の下落により、都心から50キロ圏の比較的遠方にある本市のような自治体では、都心へより近いエリアへの人口流出の事例が見られました。しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの普及も相まって、広いスペースが確保できる郊外型のライフスタイルが再注目されるに至り、2021年茨城県内への転入者は転出者を2,029人上回り、悲願の転入超過に転じたとのことであります。本県のみならず近隣の県でも同様の傾向が見られ、東京都を除く関東地方、山梨県の計7県全てで30歳から40歳代が転入超過に転じたとのことであります。

この人口増現象から、テレワークに伴い、東京をはじめとする勤務先から長距離にある自治体へ転居するというよりは、週に1回や2回は通勤できるような、比較的近距离で住環境のよい自治体へ転居する傾向があると推察するところであります。

そのような環境に当てはまる本市にとっても、持続可能なまちをつくるため、この機会を逃さず、移住支援策の充実により人口増加を図ることが重要であり、移住支援金等を支出したとしても人口が増えれば税収増につながることから、長い目で見れば元は取れるのではと考えるところであります。

この点、近隣では土浦市が熱心に取り組んでおり、市内から中心市街地に転入する新婚世帯や子育て世代への2万円上限、最大3年間の家賃半額補助、中心市街地の住宅を購入する際の最大50万円、借入金3%補助など、町なかへの定住促進を図る制度を導入しているとのこと

本市は、市独自の移住支援金等の取組は行っていませんが、東京23区に在住、または東京圏在住で23区に通勤の方が茨城県に移住し、就業、または起業等をしようとする方が移住支援金の要件を満たす場合に、世帯100万円、単身60万円の移住支援金を支給する国の事業に基づく「わくわく茨城生活実現事業」を行っているものと承知をしていますが、同事業の実績並びに、今後、市独自の移住支援補助等を行う考えはあるかお伺いします。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 当市におけます移住支援策といたしましては、茨城県と連携し、「わくわく茨城生活実現事業」による移住支援金の支給を実施しております。

本施策は、令和元年度に国において地方創生交付金事業として創設されたものであり、茨城県と県内自治体が連携し、各市町村が窓口となり、東京23区内から移住した方や世帯を対象に実施しているものです。

当市における実績としましては、令和元年度に事業を開始しておりますが、令和元年度、2年度の実績はありませんでした。令和3年度から支援金の支給要件が拡充され、当市に移住してテレワークを実施していることや、関係人口として転入時点で55歳未満の世帯で、茨城県内に就業しており、かつ市内に通算5年以上の居住歴がある、または市内に住宅を購入している世帯が追加で対象となり、今年度は現時点で3世帯に対して支援金の給付が決定しております。

また、当市独自の移住支援策につきましては、現時点で独自施策の予定はございませんが、転入・転出者のアンケート調査や他自治体を含めた人口の推移などを注視しながら、現行の制度の活用や移住に関する協議会などとの情報共有により、移住希望者に対し円滑な案内ができるよう努めてまいります。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 続きまして、いきなり移住をするのはハードルが高いことから、まちなの様子を知るために移住体験の制度を設けている例があります。

先ほど触れました土浦市では移住体験ツアーを実施、リゾート企業が運営する駅前のホテルに宿泊し、先輩移住者との交流会やテレワーク、サイクリング体験、市職員や宅建協会との相談ができるとのことでした。

また、日立市では、日立駅付近の一軒家をリノベーションした「海の見える家」という施設でのお試し移住を実施、利用者の希望に応じて、市内スポット巡り等の体験メニューに参加できるとのことです。あるいは笠間市のような滞在型市民農園クラインガルテンを活用した移住体験もあり、そのような施設があれば移住検討者に対するPR力も増すと思われませんが、施設がなくても土浦市のようにホテルを活用する方法もあります。

そこで、本市において移住体験実施を検討するお考えはあるのか伺います。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 移住体験につきましては、移住を検討している方々が、宿泊や体験イベントへの参加により、その地域の生活や雰囲気を感じ取ることができる移住施策として、各自治体において実施されております。特に、首都圏の近郊ではなく、一定程度離れた農山漁村による事例が多く、都心からの移住を促す施策として実施されている状況にあります。

当市における移住体験につきましては、今のところ実施の計画はございませんが、今後において、牛久市の強みである交通アクセスのよさや、良好な住宅団地と里山の自然環境などについて市の情報発信を継続し、移住希望者に情報が届くよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 最後に、テレワーク支援についてです。

コロナ禍で広がったテレワークの習慣は、出張交際費削減につながったことから、今後もテレワークの可能な職種においては定着するものと思われまます。

日立市では県外企業等に勤務を継続するなど、一定条件を満たしたテレワークで働く39歳以下の移住者に住宅取得費や家賃、コワーキング施設等利用料など、最大251万5,000円を支給するテレワーク移住促進助成事業を実施、また、県内各地にコワーキングスペースやシェアオフィスを整備する事例があり、企業支援にもつながり、人の流れとお金の流れを同時に生み出すことから、市内8施設活用の一案として、こうした施設整備や誘致も有効ではないかと考えるところであります。

そこで、本市として支援金や施設整備、誘致等の形でテレワーク支援を行っていくお考えはないかお尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 テレワークにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国の緊急事態宣言への対応を機に多くの企業で相当数の方が実施しており、その後も継続して実施され、総務省において公表されている情報通信白書によれば、約2万人を対象とした調査で、2020年3月に13.2%であったテレワークの実施率は、4月の緊急事態宣言後に27.9%に上昇し、半年経過後の同年11月時点では24.7%で推移しております。業種ごとにばらつきはあるものの、テレワークという勤務形態は、一定程度、定着傾向にあることを示しております。移住支援金の事業においても、テレワークの要件での問合せを複数受けており、移住を検討する方の中には、テレワークを要因として検討を始めた方も多しと思料されます。

テレワーク実施者に対する支援といたしましては、その受皿として、企業のサテライトオフィスやコワーキングスペースの設置などがありますが、サテライトオフィスについてはエスカード牛久ビルの利活用の中で検討し、リーシングしましたが、契約には至りませんでした。

コワーキングスペースの施設につきましては、エスカードビルの公的利活用の検討の中で、テレワークを行う方々の利用に対応し得る施設として、100席、または100席程度の学習スペースを設置する計画を持っております。また、テレワークを実施する個人に対する支援については、テレワークの実施状況や移住条件の把握など、課題の整理も想定されております。

現時点での支援策の実施予定はございませんが、今後についても感染症拡大状況や今後の就業形態などの推移も注視しながら各施設の実施を検討しております。

先ほどの移住計画ということで支援金もございますが、牛久市でも空き家対策のほうでいろいろお答えするものがございます。ただ、牛久においては、農業従事者の、今のところですけれども、一つ一つということになるんですけれども、農業従事者の方々に対して空き家をどのようにして仲介しながら、そしてどのような支援をしていくかということは今検討している状況にあります。いろいろなまちのやり方、牛久は農業のそういうやり方、土浦さんはそういういろいろなことをやっていますけれども、そういうことで、牛久の特色を出しながら支援の在り方というものを検討している状況でございます。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 直接の移住支援の仕組み、そういったものは現在なくて、検討しているという段階であるという答弁であったと思います。しかしながら、子育て支援の充実等、直接の移住支援でなくても各種支援策の充実している面があり、また空き家対策等にこれから取り組んでいくことと思いますので、そういった点もアピールしながら、本市の人口増に向けて施策を行っていただければと思います。

以上を持ちまして、一般質問を終了いたします。

○杉森弘之 議長 以上で5番伊藤裕一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

午前11時57分休憩

午後 1時12分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、4番甲斐徳之助議員。

〔4番甲斐徳之助議員登壇〕

○4番 甲斐徳之助 議員 皆様、こんにちは。会派無所属となりました甲斐徳之助です。いつもに引き続き、市民の皆様の声を届けること、そして、正確な情報が知りたいとの声に合わせて日々活動しております。

本定例会におきましては、本市の学校施設等の教育環境の整備や平等性について何点が質問をさせていただきます。

それでは、通告に従い、一問一答方式にて質問いたしますが、問題の性質上、ウイルス感染対策の質問を1番の項として先にさせていただきますこと、こちらは口頭にてお伝え済みですので、御了承いただきたいと思います。

まず、感染症対策の御質問ですが、このたびコロナウイルス感染拡大第6波は収まらず、ますます猛威を振るい、まん延防止期間も延長されました。茨城県も含まれており、本市においても日常生活に著しく影響を及ぼしていることは事実であります。

特に、家庭内感染や家族間の感染等があり、その要因とも考えられる学校関係ではクラスター等が発生したりと大きな影響があるように感じられ、予断を許しません。リモート学習や分散登校にしたりと、確認はしておりますが、感染拡大防止及び対策をどのように行っているのか、改めて具体的にお尋ねします。また、この時期の他の感染症等の対策も必要と考えておりますが、あわせてお答えいただければと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 学校におきまして、マスクの着用、手洗い、定期的な換気、消毒による衛生環境の確保といった基本的な対策に加え、体育の時間などには、身体的距離を確保する、給食の際は向かい合わせにならず一方方向を向いての黙食といった感染症対策を徹底するとともに、児童生徒への指導を行っています。

また、コロナ交付金等を活用し感染症対策用品を購入し感染症対策に努めています。アルコールのほか消毒用品の購入、飛沫防止パーティションによる飛沫防止対策、各校1台サーマルカメラの設置のほか、各校児童生徒数の規模に合わせ数十台の非接触型体温計を用意し、児童生徒の健康観察を行っています。

国から無償配布されました抗原検査キットについては、出勤後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状、せきや喉の痛み、発熱等を訴える教職員に対して検査を実施するなど、早期対応に利用してまいりましたが、令和4年1月で使用期限が切れたため、その後、追加で購入しております。

I C Tに関しては、感染が拡大した場合の学校の対応として、これまで臨時休校等の対応を取らざるを得ない状況でございましたが、そのような中で、G I G Aスクール構想の前倒しにより、令和2年11月に児童生徒1人1台のタブレットが整備されたことで、コロナ休校中で

も学びを止めないようオンライン授業を行うなど、タブレットを持ち帰り、自宅でも活用しているところです。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。コロナの感染対策に対しては十二分にやっていると認識しましたが、やはり、こればかりは万全を期しても広がっていく可能性が強いということで、引き続き継続してやっていただきたいなと思います。

次の質問に入らせていただきます。

市内公立学校の建物や施設等の長寿命化の必要性及び維持管理についてお尋ねします。特に、今後の課題として、耐震、トイレ改修等や校舎等の改修、また設備投資の現状と課題、これにどのように対応していくのかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 牛久市の公立学校施設は、昭和40年代から50年代にかけての人口急増期を中心に学校施設の整備が進められ、現在、幼稚園・小中学校・義務教育学校の16施設を有しております。

最近新設されたひたち野うしく中学校の施設を除く学校施設全体の7割が建築後30年を経過しています。これまで学校施設では、建築後50年を経過し老朽化した建物は改築するのが一般的な傾向でしたが、今後、老朽化する建物が急増し、整備需要が増大し、財政負担の増大が懸念されます。その対応として、改築中心から長寿命化へ、事後保全から予防保全へ転換し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストを縮減し、予算の平準化を図る必要性に迫られています。

このことから、牛久市では施設の老朽化状況の把握と学校を取り巻く課題の整理を行う目的で、平成30年度に牛久市学校施設長寿命化計画を策定しました。この計画では、今後の学校施設の整備を長寿命化へ切り替えた場合の費用を算出し、今後40年間で総額343億円、年間約8億6,000万円が必要になるとの試算がなされています。

以前は、施設の老朽化に対し大規模改造工事を実施して、機能回復や機能向上を目的にトイレ改修やバリアフリー対策等を行い、必要に応じて耐震補強を実施してまいりました。なお、牛久市では、文部科学省の基準に基づく耐震補強工事は完了しております。

トイレ改修では、当初の大規模改造工事で実施した校舎の一部といまだ未改修の体育館の一部では和式トイレが残っておりますが、今後に行う長寿命化改良工事の中で順次トイレの洋式化、ドライ化を行っていきたい考えです。

設備投資では、現在、空調機器の入れ替えを実施しており、設置後15年以上経過した空調機器について、順次入れ替える更新工事を行っているところです。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 1点、確認を取ります。

長寿命化をしていくということと、事後保全から予防保全へということでコストを削減して40年、343億円をかけてやっていくという事は理解しました。その額面に関して、私は高い安い、大きい大きくないはちょっと分からないんですけども、年間8億6,000万円の経費を見ているということです。

質問は、トイレ改修の洋式化を行うという後におっしゃった、ドライ化とおっしゃっていましたが、ドライ化というのは何ですか。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 トイレのドライ化というのは、一部体育館の中のトイレの中に、水を流して掃除をするような状況のタイル貼りのトイレがあると思います。そうでなく、全て床張りのトイレにするというふうに御理解いただければと思います。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。分かりました。

今の質問の中で、長寿命化をしていくというところと予防保全の転換を図るということがワードになると思います。その中で、今回、予算ではほかの同僚議員の方々も出されていますけれども、おくの義務教育学校の大規模改修、また増設の事業計画が出されていると思います。それについて少しお尋ねしたいんですが、その経費と考え方の確認をさせていただくことと、そして、予算案の概要を全員協議会のときに説明を受けて確認させていただいたところ、北校舎、南校舎の建物等を一体型校舎として整備を検討というふうにありました。これは、全部利用してやっていくのか、片側でやっていくのかといった細かいところの、細かくはないんですけども、事業計画の確認を併せてしたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 牛久市では校舎の長寿命化工事を、まずはおくの義務教育学校の施設一体化事業より始める予定です。現在、耐力度調査を実施しており、構造体の劣化状況等を確認しています。

工事内容は、老朽化の進行状況が著しい場合には建物全体を一旦スケルトン状態、柱のみのような状態にすることも考えられるため、改修費は新築時の6割以上になると思われれます。まだ基本設計を進めている段階ですので全体の事業費についてはいまだ見通せない状態です。

おくの義務教育学校事業終了後には、築30年以上を経過し、大規模改修を行っていない下根中学校や神谷小学校の校舎が築40年を超える時期に達しており、長寿命化改良事業の対象

となります。調査や設計を行い、順次事業を実施していきたいと考えています。その後には、体育館や武道場、プールについても、状況を整理した上で個別計画を策定し、長寿命化を推し進めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 基本設計を進めている段階で全体の見通しはできないということでしたが、私が質問させていただきましたのは、北校舎、南校舎の一体型の校舎としての整備の検討ということで、ここをちょっとお聞きしたいと思っています。どっち側の校舎に片寄せてやるのか、また全部使うのか、そこはちょっとお聞きしたいところです。それも見通せないという話はちょっと私には理解できないので、事業計画という中でこういう学校の建物を造っていくんだよ、こういう体制にしていくんだよという創案は恐らくあると思うんです。それが無いというのでこういう予算が出てくることは私には全く理解できません。なので、再質問になりますけれども、もうちょっと具体的に教えてください。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 今、分離型で旧奥野小と旧牛久二中での2か所で運営しているおくの義務教育学校ですが、今回の一体型校舎につきましては、昨年度の検討の中で、旧牛久第二中学校のほうに一体型の校舎を造るということを決定的にさせていただいております。そのことを前提に、今、設計業務を実施しております、基本的に今ある既存の校舎、二中側にある既存の校舎、体育館を残したまま、そこに増築をして一体型の校舎を建設するというような考え方で設計の作業を進めております。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 ちゃんと予定ありますよね。教えていただければと思いました。

ちなみに今の確認なんですけれども、中学校側ということは南校舎の利用ということでいいんですよね。それと、それにおいて北校舎はどうされるのか、改めて聞きたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 北校舎の跡地利用につきましては、これまでも様々な御意見をいただいていることと思います。今、全庁的な検討の中で、北校舎の跡地利用について教育委員会へのみの施設というわけではなくて、全市的な考え方の中での検討を進めていく予定でございます。

以上となります。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

次の質問にいきいたいと思うんですけれども、先ほど答弁の中で下根中、神谷小が40年以上

でということで、それを順次実施していくと。それが終わりましたら体育館、武道場、プールについても状況を整理し確認していくということなど御答弁いただきました。

その中で、市内の小中学校のプール設備も同様に、維持管理経費、またこれまでと今後の考え方がどうなのか、御質問をさせていただきます。

というのは、プールの授業に関しましては、私、過去にもさせていただいたんですけれども、やはり、この後の平等性の話にもなるんですけれども、ちょっと偏りがあって、市民の皆さんの御質問が大変多いんです。そんな中で、やはりこういうことはどういうふうにしていくのかというのをある程度意思表示というか、市の方向性ですね。教育委員会としての方向性をこの場をお借りして確認しておきたいと思ひまして、プール授業の質問を入れさせていただきました。御質問いたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 学校プールの維持管理費につきましては、小学校8校の施設について、機械設備保守管理費や消耗品費、水質検査費等のほか、光熱水費等を合わせて年間に約2, 200万円程度の費用がかかります。その内、ひたち野うしく小学校の屋内プールは年間を通して温水を使用するため約1, 700万円程度の経費がかかると見込まれます。

また、プールの施設や機械設備の維持にかけたこれまでの維持補修費ですが、過去10年間で約6, 400万円になります。市内の学校プールは、校舎や体育館と同じく、昭和40年代から50年代にかけて整備されてきたものが多く、小学校は全校に、中学校は体育館改築時に取り壊しを行った牛久第一中学校を除く5校に存在します。既存のプールは屋外型で、6月から7月中旬の1か月程度の稼働となります。使用期間の短さに比べ維持管理費がかかることから、中学校では水泳授業数が小学校と比べて少ないこともあり、平成17年度より自校のプールは使用せず、運動公園の利用に切り替えて実施してきました。

小学校の利用につきましては、補修工事等を継続し使用を続けてきましたが、平成28年度に岡田小学校のプールが老朽化により使用継続が困難となり、ひたち野うしく小学校へバス送迎による利用に切り替えています。

プール使用の現状は、コロナ禍の影響により昨年度より水泳の授業は行っておりませんが、状況を考慮しながら授業の再開を模索してまいります。

コロナ禍以前は、中学校の水泳授業は運動公園のプールを利用していましたが、老朽化による一部改修工事の必要性から使用が見込めなくなったため、ひたち野うしく小学校の屋内プールへ切り替えて実施をする予定です。

小学校については、長寿命化計画に基づき自校のプールの補修や機器の改修等を行い、現状を維持していく考えですが、老朽化により使用困難となった場合には、将来的に共有化・集約

化を検討していきたいと考えております。また、残存する中学校のプールの解体も計画に組み込み、整理して行く考えです。

現在、使用ができていない岡田小学校のプールについては、改築事業として学校施設長寿命化計画に位置づけており、その上位計画である牛久市公共施設等総合管理計画における優先順位に従い、今後は改築計画を進めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 何点か再質問いたします。

まず、プールが屋外型であって、夏場の稼働ということで、部長が答弁でおっしゃったのは維持管理が問題であるということでありました。その中で、小学校は岡田小がバス送迎にて利用で授業を行うということで、把握はしていましたが改めて御答弁いただきました。

小学校のプールを補修、共有化、集約化という言葉が気になったんですけども、今後、補修改築予定ではなくて、使用できなければ集約化ではなくて、改めて前もって方向性を定めて経費削減をしていくお考えはないかということをお尋ねしたいと思います。

というのは、経費削減というのは維持管理が大変ということで、この学校にはプールがあるけれども授業をやる、この学校はプールがないから移動教室をやるではなくて、もう最初からやらない、こういうふうにします、何年度からこういうふうにやりますという事業計画をお考えになる気はないかという御質問をさせていただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 先ほども御答弁をさせていただきましたとおり、小学校につきましては、今あるプールを基本的には使って授業を実施していきたい。ただし、岡田小学校については、もう既に使えなくなってしまっているのも、どうしても送迎によってひたち野うしく小学校でプールを実施するという考え方です。

基本的にはそのような考え方でやっていきたいと思っておりますが、将来、本当にプールが全ての小中学校にある、あったほうがよいんですけども、そのことが財政的な面とか様々ないろいろな面から可能なのかどうかも含めて集約化や共有化について検討をしていきたいということを答弁させていただきました。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 現時点でどの時期からどういうふうにやっていくということはまだお考えになっていないというのはよく分かったんですけども、岡田小学校、別に岡田小学校にこだわって言っているわけではないんですけども、改築計画というものがこの1つ前の質問での答弁でいただきました。施設長寿命化計画の上位に位置づけているということで御答

弃いただいたんですけれども、上位に位置づけていただいた中で、どういった改築、改修、その利活用になるのかどうなのかあれなんですけれども、その辺についてどのように考えているのか、もうちょっと教えていただければと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 岡田小学校のプールの考え方でございますが、今現在、はっきりとこういった形でというものはございません。というのは、先ほど申し上げましたとおり、集約化とかした場合には、ある程度、利用期間を長めに使えるような施設にしなければいけないという考察も出てくるかと思えます。現状においてそこまでの詳細な検討をしてございませんので、今は岡田小学校のプールに関しましては通常の学校のプールとして使うことを前提とした考え方でございます。

以上でございます。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 今の学校の施設の中でのプールということで、運動部でのプールなんかはちょっとこういうことで使えなくなったということで、それから市全体でもいろいろな検討をしている状況でございますけれども、その中に、地区に1つのプールがあってもいいのかなど。ひたち野、岡田地区、それから牛久地区というようなことで、学校に限定せず市民の、そういう市民利活用しながら3つの地区で学校とともに市民の皆様が使えるプールがあってもいいのかなという、そういう議論もしています。いろいろなコストとか場所とか、そういうのはちょっとまだあれなんです、将来的には各1校のプールということは、私はもう時代的にも経営的にもなじまないんじゃないかなという思いがいたします。

まだ具体的にどういうふうにするという話はないんですけれども、ただ、一つには、屋内型にして、今簡易的にいろいろできますので、そうすると、もう5月あたりから温水みたいな感じのできるようにして、約10月ぐらいまでできる。いろいろなやり方はあると思いますので、そういうものを検討しながら、これからプールについてのことを考えてもいいんじゃないかということで、庁内でも議論しているところです。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。すごくいいことだと思います。

あえて私が言うことではないんですけれども、であれば、屋外型じゃなくて屋内型でいろいろなことに使えて、健康推進もできるような、世代も選ばず地域でできるようなそういう施設をぜひ造っていただきたいなと思います。ちょっと質問の意図が変わっちゃったんですけれども、いいと思います。

それと、部長のおっしゃっていた、ごめんなさい、これは答弁要らないんですけれども、岡

田小改築のほうでプールとして使っていくとおっしゃっていましたが、あれは使えないんです。それはもう1回検討されたほうがいいんじゃないかなと思います。全然古くなって、もうシャワーはないし、中の状況だし、結構相談を受けているんですね、私ね。だから、プールとして使うんじゃないかと、解体とか集約とか、今市長のおっしゃった方向性のほうが私はいんじゃないのかなと思います。学校施設の公共施設の一例でプールを取り上げさせていただきましたけれども、ぜひ検討していただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

本市において、財政面の観点から幼小中学校の教育環境における市の全体的な負担割合をお聞きます。設備投資や維持管理に対してどうなっているかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 投資的経費に占める小学校、中学校、幼稚園費の割合についてでございますけれども、令和4年度が10.5%、令和3年度が5.9%、令和2年度が1.6%になり、投資的経費に占める一般財源の割合は、令和4年度が0.8%、令和3年度が2.2%、令和2年度が5.3%となります。

なお、令和5年度の予算について、一般財源の割合というのが低いのは、公共施設等総合管理基金を充当したことによるものでございます。

次に、維持補修費に占める小学校、中学校、幼稚園費の割合につきましては、令和4年度が10.6%、令和3年度が10.4%、令和2年度が11.1%となり、維持補修費に占める一般財源の割合は、令和4年度が1.3%、令和3年度が1.2.9%、令和2年度1.2.9%となります。

このように比率が高いのは、やはり、ちょうど学校のできる時期がみんな一緒だった。10年のうちにもう造ってしまったというようなことがあって、それが経緯になります。それを前倒ししながら、そして、5年、10年のものを20年にしたり、そういうことで調整しながら、使えるものを一度に改修するのではなくて、少しずつ前倒ししながら長寿命化しようということで今始まっています。

ですから、幾らかでも単年度にかかるお金を減らしまして、トータルでは一緒にできませんけれども、でも少しずつ、少しずつ、少しずつ先延ばしするという方向を取らなければ、一般財源が集中することにもなりますので、そういうものを加味しながら予算編成、そして工事の工程をつくっていくということです。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

数字をいただきまして、トータルのなところを見るというところもありました。数字がぼん

と跳ねるところというのは、多分、大規模事業といいますか、新設であったり、中学校を建てたりとか、そういったときになっているのかなとは思ったんですけども、数字の把握だけをお聞きしますと、大体年間で投資や維持管理の1割くらいの予算を見ているのかなということでは理解したんですけども、それでいいのちよっと聞きたいんですが、質問を続けますと、その中で、教育委員会が所管する、今回は教育環境ということで、学校関係における維持費ですね。市長答弁の維持補修費という形でいただいていた。維持補修費というのは具体的にどういうものが性質としてあるのか、再質問させていただいてよろしいですか。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 財政上で維持補修費というのは、基本的に投資的経費とは違って、今までの原状回復というような経費になってくるかと思います。今、思い浮かぶとすれば、エアコンの更新なんかは新しいものを入れるのでよいものになるんですけども、ちょっと壊れちゃって当面のために直そうだとか、そういったものである程度の規模があるものについては維持補修費、さらに細かいものについては修繕という形で物件費になってくるかと思います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 令和4年度の予算に計上しております小学校、中学校、幼稚園費における維持補修費、こちらは施設修繕等の主要額では約2,300万円、消防点検の指摘箇所の修繕等で約600万円、あと個別では牛久三中のテニスコート修繕、下根中の下水溝の修繕やひたち野うしく小学校の太陽光発電設備の修繕、こちらなどを合わせまして1,600万円を計上しており、小中幼合わせまして、総額で約4,500万円となっています。

ちなみに、昨年度、令和3年度の当初予算ベースですと、同じように小学校、中学校、幼稚園、3つ合わせた維持補修費のほうは4,500万円ほど計上しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 年間4,500万円ぐらいの維持補修費があるということでお聞きしました。

お話の中で、修繕ということで理解したんですけども、次長が今その前に希望があったりするものということでお答えいただきました。私、そこ、すごく食いつくとか、お願いしたいことなんですけれども、次の質問に併せていきたいんですが、予算とその使い方をお聞きした質問を続けてきました。必要とされる事業の予算は年次で確保されていると認識しています。

教育環境、特に設備や施設等はどの地域にお住まいでも、どの学校に通っても同じ環境にあ

って、教育の環境を受ける権利が私はあると考えています。それについて、教育委員会としてどうお考えなのか、まずお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 教育環境に対する平等性については、日本の教育の在り方を明示した教育基本法第4条によると、すべての国民が平等に十分な教育を受ける機会を与えられることになっています。

牛久市の教育行政は、この法律に基づき、全ての市民が平等に教育を受けられるよう教育上必要な支援を講じているところであります。

例えば、学校施設は昭和41年に建築されたおくの義務教育学校の北校舎、旧奥野小になりますが、のほか、一方で、令和2年に建築されたひたち野うしく中学校と建築年数に差があり、新しい、古いというものはございますが、平等に教育を受けられる教育環境は確保しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 教育上、平等に受ける権利があるというふうに理解しました。当然、必要な支援をしているということで認識しました。

今回、設備や施設等の学校の環境について御質問させていただいています。ほかにも、例えば通学路の安全確保の問題であったりとかヘルメットの問題であったりとか、中学校の制服の問題であったりとか、修学旅行の場所の選定箇所の問題であったりとか、部活動の活動内容や外部顧問の問題であったりとか、そういう様々なお話はいただいています、実は。

でも、今回、環境の設備ということをちょっと前々から所管の教育委員会さんにお話しさせていただいていると思いますので、今回、プールとトイレということで話させていただきましたけれども、法に基づいて十分な教育を受ける機会を支援する考えはあると認識した上で、改築中心から長寿命化にして、事後保全から予防保全と、また、維持補修で4,500万円ぐらいの予算を取っていると。ウイルスの感染症対策の、防止の方針の観点からも環境を整えていくと、私は答弁を聞いて認識いたしました。

最後の質問になるんですけども、それらを踏まえて、今お話したような条件に合致して、各学校やそれらのサポートをする方々から、教育環境の設備や施設に対して必要とされるケースがあった場合、そのような要望に対して、教育委員会として対応していくお考えはあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 子供が平等に教育を受けられることは大前提の権利でありますので、

障害の有無によらず、学校生活の中で一人一人の特徴や場面に応じて生じる困難を取り除く必要があると考えます。学校施設のスロープや手すり、トイレ、出入口等のバリアフリーなど、子供の発達段階や障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設、設備を整えることが必要と思います。

このような考え方にに基づきまして、それぞれの学校、保護者等が十分に協議をしまして、皆さんで合意形成を図った上で個別の対応をしていければと考えております。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 障害の話は私はしていなかったと思うんですけども、何で急に障害何とかという話になったんですかね。私が聞いたのは、合意形成を図って必要に応じてやっていくというふうな答弁は今いただきました。

ちょっと聞いてもいいですか、何で障害が、語弊があるかもしれないですけども、私、障害者の話はしていないですよ、今。施設に関してやりますかやりませんかみたいなことを聞いたつもりなんですけれども、1回聞いていいですか。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 まず、一般的な考え方として平等に教育を受ける権利が大前提でございますので、健常者のみならず障害者も含めてのという意味で、あえて使わせていただきました。御了解いただければと思います。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 当然、障害者の皆さんにも必要なケアだとは思いますが。健常者の生徒はどうのこうのも当然必要な事業だと思います。合意形成があればということでありましたが、条件を見て、予算が取れて、必要性があるのであれば、今後進めていただきたいなと思います。

大変予算をかける事業がこれからも多々あると思いますけれども、学校の教育環境に携わる方々からの現場のリアルな寄せられる意見なので、要望に対しきちんと向き合ってきめ細かく対応されていかれることを御期待申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○杉森弘之 議長 以上で4番甲斐徳之助議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時ちょうどといたします。

午後1時54分休憩

午後2時03分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番甲斐徳之助議員より発言の許可を求められておりますので、これを許可します。

○4番 甲斐徳之助 議員 私の一般質問の中で、維持補修費の年次に使われる予算枠を執行部答弁のほうでは4,500万円とお聞きしていて、私が再質問のときに4,600万円と申し上げてしまったので、それを4,500万円に修正させていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 次に、日程第1、一般質問を継続いたします。

18番柳井哲也議員。

〔18番柳井哲也議員登壇〕

○18番 柳井哲也 議員 無党派の柳井哲也です。大きく2つにわたって質問をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、1番目、広域事務組合の統合について質問したいと思います。

昨年12月に、稲敷地方広域市町村圏事務組合など3組合の統合案の説明が関係事務局より私たち議員にありました。このことについて、牛久市はどのように受け止めているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 稲敷・龍ヶ崎地方3組合の統合・複合化につきましては、行政の能率化及び効率化を図るため、令和元年7月に龍ヶ崎地方衛生組合管理者等会議におきまして、当時の中山管理者から7人の副管理者に統合・複合化の決意表明がなされ、事務レベルで協議・検討していくことが確認されました。同年7、8月の3組合の議会において、この取組についての報告がなされ、その後、3組合職員による経営検討幹部会議やワーキンググループによる協議を行っております。同年10月には、3組合構成市町村職員と3組合職員による稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会が開催されました。3組合と構成自治体による協議の始まりでございます。この検討委員会はこれまで7回開催され、稲敷・龍ヶ崎地方3組合の統合・複合化計画（案）について、協議を重ねているところでございます。

当市が加入している稲敷地方広域事務組合と龍ヶ崎地方衛生組合については、能率化・効率化を図るための統合・複合化であれば、基本的に市として異論はございません。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 答弁いただきました。執行部といたしますか、市のほうはどの辺まで話が進んでいるのかなと思って、ぜひ聞きたいとずっと思ってきたんですけども、来年統合予定で進めているということなので、議会としても早急にこれは検討していくべき課題であろうと思っているところであります。

これまで、市のいろいろな事業を進めるに当たって、10年後、20年後、30年後と、想定をして計画を立て、まちづくりをやってきておるわけですが、近年、少子超高齢化、それから社会変化が加速しておりまして、これまでの10年と今後の10年、全然もう5年ぐらいで過去10年が来てしまう勢いで、時代が進んでいるように思っております。

経営の厳しい自治体がどんどん増えてくるのではないかと思っているのでありますけれども、先だって、県南水道のほうの議会におきまして、県のほうから1県1事業体になるような説明が県からあったという話を聞いております。これまでの枠組みではやっていけない状況がいろいろなところで出てきているのかなと思っているところでありますけれども、事務組合の統合よりも、自治体同士の合併問題に発展するのではないかと、私なんかはそう感じる面もございます。その件について、もしお考えをいただけるものであったらよろしくお願ひしたいと思います。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 人口減少は自治体、国にとって、非常に憂慮すべき難題でございます。

国は、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎えると予想される2040年より前に顕在化する諸問題に対応するため様々な施策を打ち出しております。国は地方圏の人口流出を止めることを目的に、平成21年に全国で22圏域を定住自立圏として認定いたしました。これは人口5万人以上の中心市と近隣市町村が連携し、医療・福祉・公共交通など生活基盤の確保に向けた取組や、産業振興、移住など圏域の活性化に向けた取組を国が支援するもので、令和3年4月1日現在の状況では、全国で129圏域が取り組んでいるところでございます。

さらに国は、平成26年に、東京圏の一極集中回避と地方の人口減少を食い止めるため、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点づくりとして、連携中枢都市圏構想を打ち出しました。その圏域において人口20万人以上の中心都市が近隣市町村と連携し、広域的な産業政策の取組に加え、施設、インフラや専門人材の共同活用による生活機能の確保、広域的なまちづくりなどの取組をするものです。

全国で34圏域、茨城県内でも、今年2月に水戸市を中心都市とする「いばらき県央地域連携中枢都市圏」を9市町村で形成したことが発表されています。県南地域においても、つくば市が中心都市の人口等の要件を満たしております。

平成28年6月には、つくば市の呼びかけにより「つくば地域広域連携に関する研究会」という事務研究会が、当市を含めたつくば近隣12市町により結成されました。しかし、この研究会は翌平成29年12月に、12自治体を抱合した広域連携を実施することは現時点では困難とつくば市が判断し解消となりました。

現状では、当市が他自治体と合併することは検討しておりません。しかし、単独では能率・効率的ではない事務、単独では困難な事業につきましては、広域連携による解決が可能かどうか調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。このような問題は、やはり人口の増減が非常に大きく影響した結果であると思っております。この後、人口増加策について質問するわけなんですけれども、昨年1年間の茨城県に転入してくる人たちが転出を2,029人上回っているわけであります。茨城県としては、2014年以降初めて転入超過に転じたということで、一安心しているところではないかと思っております。

特に、転入超過の自治体としては、つくば市が4,643人、断トツで来ておりまして、その次が土浦市、水戸市、阿見町、守谷市、つくばみらい市という形で転入超過の上位が入っておるわけであります。

それでは、牛久市はどうかと申しますと、皆さん御存じだと思っておりますが、転出超過の自治体に入っているわけであります。周辺自治体が増加傾向の中で、牛久市が転出超過で人口も減ってきているということで、非常に残念なことであります。これからは、若年層の人口が増加する自治体と少子高齢化が進む自治体の二極化が進むと思われま。

そこで質問であります。牛久市は、人口増加の可能性あるまちと考えるわけでありますが、市の考えをお聞かせください。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 牛久市の政策につきましては、本年度より第4次総合計画に基づき事業を推進しており、同時に策定いたしました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生に向けた取組を掲げております。この計画の前提としておりますのが、平成27年度に策定した人口ビジョンであり、合計特殊出生率を引き上げることと、転入超過による社会増により市の将来人口を2060年に8万4,000人を維持することを目指すこととしております。

今後の人口の推移につきましては、昨年度時点で、人口ビジョンの推計から約300人ほど下回っている状況ではありますが、首都圏域に位置し、良好な交通アクセスを持つ当市の強みを生かし、住宅の新築着工数の推移などを分析の上、総合戦略に基づき、子育て世代を中心とした人口の流入、定着を目指すための施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 まだまだ人口増加については諦める状況にはないと思います。し

っかりと計画を立てて頑張っていけたらと思っております。

2番目の質問に移りたいと思います。

牛久市を人口増加するもっと魅力のあるまちにするにはどうしたらいいのか、それが大切だと思います。これについてお伺いしたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治牛久市長。

○根本洋治 市長 先ほども答弁で触れましたが、地方創生に係る総合戦略は、まさしく牛久への人の流れをつくるための計画となっております。その目標には、「若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる」「牛久とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる」「牛久に魅力あるしごとを増やす」、そして、「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」という4つの目標を掲げております。それぞれの目標に向かい、各取組を総合的に実施することとしております。

取組の内容といたしましては、子育てに係る保育、教育分野の推進、新しい人の流れをつくるテレワークなどへの対応や空き家の流通、雇用を生む仕事の創出、そして、人が集い、安心安全な魅力的な地域づくり、教育・文化・スポーツなどの発展などに関する取組によって、牛久市への人の流れを創出していく計画となっております。

また、各取組の中に、横断的目標として「シティプロモーション」を掲げており、市民は牛久市に愛着を持ち、市外の人には牛久市を知って、関わりを持っていただけるよう、各事業の取組と合わせ、その情報や市の魅力を積極的に発信しております。

これらの各取組は、短期間で急激に転入者を増やすものではなく、継続的かつ安定的に事業を実施することにより牛久市の魅力が認知され、そして、住まいを求める方々に選ばれるまちになっていくことを考えております。

今後も、感染症への対応による人口移動傾向や他自治体も含めた人口の推移を注視しながら取り組んでまいります。

私もよく人口、1人増えた、1人減ったという、そういう転入人口というのはあまり固執しないように努めています。というのは、やはり、いろいろな社会情勢のことがございますので、私が一番やっているのは、住宅の着工数、これはまさしく税金につながります。あと、自然人口の増加ですね。亡くなる方、そして生まれる方、今ちょっと幅が広いですが、この幅がどのようにしたら少なくなるかということも、これからの大きな課題なのかなと思っております。

そういうことで、牛久の持っているこういうポテンシャルをどういうふうにするかということ、これから皆さんといろいろな考えの下で行っていくことが、これからの牛久の姿に続くのではないかと私は思っています。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 市長から力強い言葉がありました。市長自らが言っていましたように、それをしっかりと市民や知り合いの方々に発信するということでもありますので、ぜひそれを実行して、牛久市の本当に薦めている魅力のあるところをきちんと伝えていってほしいと思います。よろしくをお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で18番柳井哲也議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時30分といたします。

午後2時22分休憩

午後2時33分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番市川圭一議員が退出をいたしました。

次に、日程第1、一般質問を継続いたします。

15番須藤京子議員。

〔15番須藤京子議員登壇〕

○15番 須藤京子 議員 本日のト리를務めさせていただきます市民クラブの須藤京子でございます。

通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

1点目は、令和4年度予算についての質問でございます。

令和3年度の前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大に翻弄された1年となりました。感染は、第3波、第4波、第5波と何度も繰り返され、令和4年になっても年明け早々、オミクロン株による感染急拡大で、茨城県でもまん延防止等重点措置が全域に適用される状況となっております。

こうした状況は、私たちの暮らし方そのものにも大きな影響をもたらし、人流の抑制等により個人消費が伸び悩むなど、社会経済活動に大きな影響が及ぼされております。

一方、ウイズコロナ、ポストコロナに対応する新たな日常の構築に向けた取組にも着手していかなければならない時代でもあり、目の前の感染症拡大防止の対策を着実に履行しつつ、将来に向けての布石も打っていかなければならないという状況に置かれ、難しい市政運営が求められているところでございます。

それでは、令和4年度予算について、まず、新年度予算が編成される過程について質問をいたします。

令和4年度予算編成方針は、昨年9月に示されておりますが、予算編成に当たって、令和3

年度予算の検証をどう行ったのかという点の質問でございます。

行政機構は、ややもすれば予算偏重に陥り、政策評価を予算編成に配慮することはないがしろにされがちです。そこで、毎年、予算の執行状況についてこうした聞き方をしているところでございますが、令和3年度予算においては、まずはコロナ対策がどうであったのか、感染症対策、市民生活支援、経済対策についての評価、総括を御答弁ください。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 令和3年度予算におきましては、当初予算のほか、今定例会に上程しております牛久市一般会計補正予算を加え、10回にわたる補正予算を編成いたしました。

感染症対策では、新型コロナウイルス感染症予防接種につきまして、3回目の接種に向けて、県内におきましても、いち早く接種券の配布に取り組むとともに、感染症等による自宅療養者への食料や日用品の提供サービス、民間保育園に対する新型コロナウイルス感染症対策補助や公共施設の消毒対策に取り組み、令和2年度からの繰越事業とはなりますが、コロナ禍におきましても、市役所業務の事業継続が可能となるよう、テレワークシステムを導入いたしました。

市民生活支援では、市独自の支給を含む子育て世帯への給付金の支給、ひとり親家庭への給付金の支給、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給や住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給等、各種給付金の支給を実施したところでございます。

また、経済対策では、ハートフルクーポン券のプレミアム分に対する全額補助、商工会で発行します「うしくぐるぐる大作戦」への補助を実施するとともに、今定例会に上程いたしました、新型コロナウイルス感染症の拡大で経営に大きな影響が生じています公共交通事業者への支援を実施するものであります。

残念ながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を受け、令和3年度におきましても、引き続き、各種イベントの中止や公共施設の利用制限等がなされましたが、市民サービスの低下につながらないように、滞りなく予算編成がなされたものと認識しています。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 では次に、最重点課題であったエスカード牛久ビルの公共施設整備についての質問です。

昨年、第1回定例会には、エスカード牛久ビルの公共施設整備について当初予算に計上されておりました。しかしながら、議会では、予算審査、その他の審議の中で減額修正、本会議で減額修正が決定し、その後、この予算については凍結したということは御承知のとおりでございます。

それでは、執行部はその後、この問題をどう解決していこうとしたのか、検証、そして検討をどう行ったのか、その点についてお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 エスカード牛久ビルにおける公共的利活用につきましては、令和3年第1回定例会による予算修正及びこれに伴う特別委員会の設置がなされたことにより、当該特別委員会の審議結果、提言の内容等を待たなければならない状況となりました。こうした中、牛久市では、この間、茨城県に対しまして国庫補助金の協議、並びにエスカード牛久ビルの床の交換等の業務を続けております。

県との補助金に関する協議では、当初予算措置を行い、本年度中の交付で申請をしていた補助金の取下げ及び内容の変更等が生じた場合の取扱いや、年度途中での申請の余地、また今後のスケジュールなど、茨城県から国土交通省等に確認をいただきながら協議を進めたものでございます。

床交換の問題につきましては、司法書士や弁護士等へ、法的・制度的な問題や手法等につきまして相談を重ねて対応しております。

また、エスカード牛久ビルにおけるリーシング活動も継続して取り組んでおり、衣料品、生活雑貨を扱いますパシオスで有名な株式会社田原屋、100円ショップダイソーの株式会社大創産業との賃貸借契約が2月中旬に成立しており、5月下旬のリニューアルオープンに向けた準備が進められております。パシオス、ダイソーともに店舗の知名度が高く、これらの店舗の出店に伴いまして、エスカード牛久ビル店の来客者の増加だけではなく、新たな店舗誘致へのつながりも期待しているところでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいまの御答弁で、議会にエスカード牛久ビルの公共施設整備については、議会に特別委員会が設置されたことから、提言の内容を待たなければならなかったというような内容がありました。

また、国や県の補助金についての協議などを行ったということでございますが、これは事務手続上、当然のことをしただけの話で、エスカード牛久ビルの公共施設整備に関する検討を行ったという内容のものではないと思われまます。ということは、エスカード牛久ビルの公共施設整備は、令和3年度予算の最重要とも言えるものだったにもかかわらず、この1年間、執行部は、ただ議会を怨嗟するだけにとどまったと思うほかありません。

少なくとも議会は予算を減額修正した時点から、エスカード牛久ビルの活性化に適した公共施設整備はどうあったらよいのかを考えてまいりました。この間、残念ながら、執行部からは

議会に対して、議会は執行部提案のどこが問題と考えたのでしょうかという問いかけもありませんでした。議会がどう提言するか待つというのは、自分たちの仕事を放棄しているのに等しいのではないのでしょうか。ましてや、2階、3階のリーシング活動が牛久都市開発の仕事であって、牛久市の業務ではないと思うのですが。

とはいえ、先ほどの同僚議員への答弁の中で、計らずも市の姿勢が見えてしまったものがありました。それは、エスカード牛久ビルの1階、4階の床交換の話です。

牛久都市開発に貸し付けた4億円を滞りなく回収するために、1階と4階の床交換が考えられているというような内容でした。だからこそ、私の答弁の中にも、床交換の問題について司法書士や弁護士等に相談を重ねているとの内容が含まれていたのだと合点がいきました。市が、この間、創生プロジェクト推進課に指示してきたことはこういうことだったのかと改めて理解をいたしました。この問題について追及したいところではございますが、議長への通告書とそれに続くヒアリングでも、そこは問うておりませんでしたので、別の機会にしたいと思います。

それでは、答弁の内容を受けての市役所の組織、人事についてお聞きいたします。

そもそもこの問題を担当する創生プロジェクト推進課とは、大層な命名の割には人事体制は貧弱というほかはなく、それも課長と課員3名のうち、途中で1名を異動させるという状況で、これで艱難が突破できると思っておられたのでしょうか。また、同課は牛久シャトーの利活用を図る事業にも対応していかなければならず、令和4年度は牛久シャトーにとっても正念場となる状況であることが昨日の同僚議員の質問においても鮮明になりました。

そこで、改めて市役所の組織体制、人事についてのお考えをお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 昨年の年度途中の人事異動につきましては、課長職の退職に伴い緊急性が伴うものではあります、人事異動や職員の配置につきましては、職員全体、組織全体を考えた上で行っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 全体のバランスを考えてということなのでしょうが、ここの課員を引き抜くというか、そういうことになったということの表れが、私には理解ができません。

それでは、次に、令和4年度予算の編成過程における予算方針決定プロセスについて、各部署の予算要求、修正、査定の流れの中で事業の選択と集中をどう図ったのか、新規事業に見る市の政策判断がどうなされたのか、お聞きします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 令和4年度当初予算につきましては、昨年9月の予算編成方針の策定も各課からの予算要求がなされましたが、歳出要求額が歳入要求額よりも約31億円超過

していたことから、財政課によるヒアリングを実施すると同時に、各課等に対して予算の修正依頼を実施したところでございます。

予算要求の修正後には、各部の施策に対する市長、副市長ヒアリングを実施しまして、ヒアリング後には、財政課におきまして市民サービスの低下につながらないように、事業の必要性、緊急性、財源の確保等を考慮しながら、ヒアリングの内容や公共施設等総合管理計画に基づき、新規及び拡充された事業を含め査定を行い、補助金等適正化委員会における審議を経て、各課等に対し予算案の内示を行っております。

予算のない事業におきましては、各課からの予算の復活要求がなされ、復活要求内容を精査した後に、予算編成会議を経て予算案を策定し、協議により令和4年度当初予算案を決定しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 例年行われている当初予算編成の流れは分かっております。御答弁では、個別の事業についての政策判断には言及されておりましたが、令和4年度一般会計当初予算の推移を見ると、ぎりぎりのタイミングで政策判断がされたと思われるものがあります。

具体的に申し上げますと、内示後の最終予算額が3億1,940万9,000円増額されていることが目を引きました。この中で、特におやっと思ったのが、総務費の1億6,143万9,000円の増額でした。これは、内示後の復活要求というには大き過ぎる額と言えないでしょうか。ここで何が決定されたのか、これについては次の質問の中でお聞きしていきたいと思っております。

それでは、次、令和4年当初予算についての質問に移ります。

まずは、市の重要課題に対する方針2点についてお聞きいたします。

1つ目は、市役所庁舎の整備とエスカード牛久ビル及びリフレビルでの事業展開についてであります。市役所の狭隘化、分庁舎の老朽化の問題は議会でも幾度となく質問されており、解決策が求められております。

一方、エスカード牛久ビルに引き続き、ひたち野リフレビルの5階、6階からも入居者の退去が決まり、その後への対策が求められる状況となりました。また、他方で、議会からは、エスカード牛久ビル及び牛久シャトー対策特別委員会からエスカード牛久ビルの公共施設整備についての中間報告が提出され、市としては、これらの状況を踏まえ、今後の方針を示す必要が生じたと言えるのではないのでしょうか。その結果として、当初予算の内示後に、(仮称)ひたち野うしく市民プラザの開設と市役所事務所整備が決まり、予算化されたのではないかと考え

ております。

議会が反対したから手出しができないとして放置されたエスカード牛久ビル、当初、5階、6階とも、入居者、テナントを探すとしながら、さっさと市役所事務所が移転することとなったひたち野リフレビル、2つの駅前ビルへの対応の違いはどこに起因しているのか。今後の市役所調査の整備方針と2つの駅ビルの活用方針、これらについて御答弁ください。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 株式会社小森エンジニアリングの退去の申出を受けまして設置されたひたち野リフレビル利活用検討委員会では、テナント部分を今後検討する中で、庁舎の狭隘状況、総合窓口の混雑緩和、コロナ禍における市役所機能の持続、さらに、ひたち野うしく地区、子育て世帯が多く居住していることなどを含め、ビル全体の利活用等を検討した結果、2階に住民異動機能を備えた総合窓口、並びに市民憩いの場として、フリースペースを設置し、5階には教育委員会を配置し、業務集約に伴う事務の効率化や教育行政サービスの向上を目的に教育委員会事務室とする結論に至りました。令和4年度当初予算案では、それらを実現すべく、整備費用等を計上させていただきました。

エスカード出張所の今後の在り方につきましては、ひたち野リフレ窓口設置による効果等を検証しつつ、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 この件に関しましては、午前中の同僚議員の一般質問の中にもございました。

ひたち野リフレビル5階に市役所の教育委員会が移転することになったのは、現在の入居者が退去することが伝えられて以降ということで、いろいろな状況を比較検討した結果というようなことが発言されておりました。

では、これがなければ、エスカード牛久ビルにおける同ビルの活性化の在り方については、議会からの提案も違う形で検討されたということになるのでしょうか。

リフレビルから入居者が撤退することが図らずも決定的になったことを受けて、これを渡りに船と市役所事務所を整備すれば議会の提案を流すことができ、当初のとおり、エスカード牛久ビルに思ったような公共施設整備ができると考えられたのでしょうか。

エスカード牛久ビルの活性化については、特別委員会への回答が示されておりませんでした。この回答は、リフレビルに公共施設整備をすることがいかに妥当なのか、これに終始しておりました。このような回答が寄せられる背景、これはなぜなのでしょう、改めてお伺いします。

○杉森弘之 議長 答弁を求めます。

根本洋治市長。

○根本洋治 市長 リフレビルがこのような状況にならなかったらば、教育委員会の移転は、私はなかったと思います。

また、エスカードについても、前にも、先ほど言いましたけれども、庁内でも様々な検討をしたこともございます。ただ、あそこに来る人の車の台数とかいろいろな問題を考えた場合はどうなのかということをごさん庁内でも議論しました。そして、まさしくまた4階の部分で公共施設が来ると不特定多数の人が来る。また、そういう庁舎の出張所をつくる、出張所というか、教育委員会をつくった後の職員の駐車場、またそこに移動がある人もいる。車が。そういうことを考えると、ちょっとこれは難しい話じゃないかなという話をしておりました。

また、エスカードは今非常に2店の店舗が来たことによって、それでも車の問題の話が、今違う方法でちょっと今エスカードの会社と都市開発株式会社と車についての協議をしているところですよ。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 1つ申し上げておけば、エスカード牛久ビルの利活用の中で、5階に公共施設整備をするという中で、ここの利用者数、それは何人だったのでしょうか。これは私から見れば、過大な集客人数が積算されたというふうに思っておりますが、当初提案された人数で言えば、到底あそこのビルの中の駐車場では足りませんよ。にもかかわらず、そうした多くの人が集まる公共施設整備をするんだと言っておきながら、市役所整備については駐車場が狭いということが大きなネックであるというようなことは、私はこれは後づけの何らかの形で言い訳としか思えません。この件を追及していくつもりは今の段階ではございませんので、次に移ります。

次に、重要課題の2つ目の問題として、牛久シャトーの経営安定化に向けた対応と市民への説明責任についてであります。

牛久シャトー株式会社への経営安定化補助金2,000万円の支出をめぐっては、昨年の第4回定例会でも様々な意見が出ました。しかしながら、コロナ禍の影響は飲食業を主体とする牛久シャトーの経営は大きな痛手を受けたものの、緊急事態宣言が解除された期間の売上げは回復基調にあったことなどから、補助金支出を決めたとの市の判断には一定の理解が得られ、賛成多数で支出が認められました。

しかしながら、議会では手放しでの賛成とはいかず、令和4年度中には経営陣刷新等を含めた対応を取るよう附帯決議が出されました。このことは十分御理解いただいているものとは思いますが、市民への説明も含め、今後の対応、対策についてお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 牛久シャトーにつきましては、かねてから申し上げておりますと

おり、令和3年度、令和4年度に補助金による財政支援を行い、黒字化に転ずるための対応策を講じる期間として、再起に向けたあらゆる可能性の模索、検討を行うこととしております。

これを受け、早速、牛久シャトー株式会社では収益力を高めるべく、ワイン文化日本遺産協議会からの受託事業ではありますけれども、新商品の開発を行い、本年2月に牛久市産ブドウ果汁を使用した発泡酒「うしく あわいろ紫滴」の販売を限定2,000本で開始したほか、そのほかの独自商品の開発にも既に着手しており、完成次第、販売を開始していく予定です。

また、これまでふるさと寄附や茨城県オンラインサイトの活用に加え、自社のオンラインショッピングサイトの開設の準備を進める一方で、牛久シャトーの商品の魅力を発信するべく、JR横浜駅にありますJRE MALL C a f eにて3月から自社ビールの展示を行うなど、より広範囲での顧客の獲得にも努めております。さらに、国税庁の酒類業構造転換支援事業費補助金を活用し、ワイン試飲器の導入により観光地としての魅力の向上と牛久シャトーの観光地としての新たなサービスの提供に取り組む予定でございます。また、本市としましても他の事例等の研究を行いながら、これまで以上に有益な提言等を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、市民の皆様への説明という点につきましては、牛久シャトーの存続は住民の皆様への関心が高いことは、これまで市に寄せられている市政の意見、直接窓口に来られる住民の方々からの意見、牛久市議会議員の皆様との意見交換等からも十分に認識をしております。

昨年、第4回定例会にて議決いただきました牛久シャトー株式会社に対する財政支援につきましては、議会終了後、素早く皆様にお知らせするため、広報うしく1月1日号と合わせて同社に対する市の対応内容を配布しております。

牛久シャトーの問題に限らず、市政を運営していく上で重要な政策の決定、方針転換等を行った場合につきましては、当然、市民の皆様にも御理解いただけるよう、今後も様々な媒体、機会を通しましてお知らせしていくよう取り組んでまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 この問題につきましては、今後、特別委員会の中でも中心となつて討議していくものと思われまます。

それでは、次の質問でございます。

ポストコロナ時代を見据えた社会づくりについて、2点質問してまいります。

1点目は、コロナ禍で顕在化した公教育における学びの継続・保障という問題です。新型コロナウイルス感染症の拡大は、公教育においても様々な課題を浮き彫りにしました。学校におけるフィジカルディスタンスの確保やICT環境の早急な整備などが挙げられていますが、わ

けても、デジタル化は教育の新たな可能性を開き、新たな学びにおいても効果的な手段となり得ると言われ、長期にわたり通常の教育活動ができない中、同時双方向型のオンライン指導が注目されました。牛久市でも1人1台端末の本格的な運用がなされました。

文科省でも、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージが打ち出されておりますが、牛久市における取組はどうだったのでしょうか。また、感染防止の観点から、様々な学校行事が中止や縮小され、児童生徒の体験活動の機会が制限されたり失われたりしており、その影響は少なからずあると思われませんが、牛久市ではこのような対応がどうなされたのかお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 今年度、コロナ禍におけるオンライン授業の実施や学校行事の変更や中止など、学校生活は一変しました。そのような中で、日々の対面での授業の大切さや学校行事の必要性、オンライン授業の難しさについて改めて考えさせられました。

その中の一つに、ポストコロナ時代の学びの保障としまして、牛久市は、より一層、一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりを今後も目指していきたいと思います。そのためには、何よりも先生方の資質向上、授業力向上が第一と考えています。教員の授業力が向上しないと、タブレットの活用も、スクールアシスタントの活用も、地域教材の活用も、学びの授業も成立しません。

一方、多くの先生方が今年度も退職し、校長先生方も二、三年で異動する中で、毎年、新規採用の教員が30人以上配属されています。大学を出たばかりの教員が1週間で教壇に立って全ての教科を教えたり、保護者対応やいじめや不登校の対応をしたりします。こうした教員を育てるためには研修が何より大切になってきます。

牛久の研修は、先生方が互いに授業を観察し合いながら子供の学びを固有に知ることで語り合うといった振り返り、リフレクションというものを全ての学校で日常的に行っており、これによって、先生方の指導力が向上するばかりでなく、先生方同士の人間関係もよくなっていきます。

しかし、この取組は子供の見取りの難しさや、子供の反応によって授業を変えていく難しさもあるため、各学校に年間3回のスーパーバイザーを招聘しています。このスーパーバイザーの指導によって、学びの共同体や新しい時代の教育の指導、助言を受けており、牛久の教育の重要施策になっています。このスーパーバイザー講師謝金が子供と先生方の学びの共同体を支えています。

また、2つ目としてレポート学習の対応ですが、今年度もインターネット回線がなかったり、保護者が仕事に行ってしまうために子供を1人で家に置いておくことに不安を感じたりする場

合には学校に登校させて教室等で授業に参加することができました。今後は、このような取組を継続しながら、情報教育サポーター等の活用を図り、一人残らず質の高い学びを保障する環境をつくっていきたいと思います。

3つ目に、修学旅行等の学校行事ですが、文部科学省も子供たちの学校生活に潤いや秩序と変化を与えるものであり、小中学校等の意義や、行事等の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討する必要があると述べています。

学習指導要領では、全ての教科や総合的な学習や学校行事を通して育てる資質、能力を3つに絞りました。この視点に立って、必要な学校行事に関しては感染症対策を行った上で確実に実施していきたいと考えています。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 昨日の同僚議員の一般質問では、学校教育における教員の成り手不足、新たな学習環境への対応、教師の働き方改革への対応など、学校運営の厳しさについて改めて思い知らされました。また、そこにさらに追い打ちをかけたのがこのコロナへの対応、対策と言えるでしょう。日々奮闘されている教育委員会の方々には、子供たちのために今後とも御尽力くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、次に、市役所におけるデジタルトランスフォーメーションの取組と人材の育成についてでございます。

総務省は、令和2年12月、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を発表し、デジタルトランスフォーメーション推進の意義について、新型コロナウイルス対応において地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかになったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、新たな日常の原動力として制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、いわば社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められているとして、市町村の役割は極めて重要であり、推進の意義は大きいと述べております。こうした社会変革は止めようもなく、時代に即した対応をせざるを得ないと考えるところですが、人材の育成をはじめ課題が多いのも事実であります。今後に向けどのような取組をしていくのか、お聞きいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 当市の令和4年度のデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXへの取組といたしましては、これまで担当部署が明確に規定されておりましたので、これを明確に規定し、担当職員を配置した上で、デジタル化やDX人材の育成など、そういった取組を推進してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは、次に、2つ目のコロナ禍で顕在化した福祉の課題と対応について質問してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化は、何度も申し上げるように、私たちの暮らしに様々な影響を落としました。内閣府男女共同参画局が発行している男女共同参画白書 令和3年度版には、「コロナ禍で顕在化した男女共同参画の課題と未来」と題する特集が生まれ、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、各国の弱いところを露わにした。我が国においては、男女共同参画の遅れが露呈することになった」とし、「令和2年4月7日に1回目の緊急事態宣言が発出されたが、ステイホーム、在宅ワーク、学校休校等の影響は、サービス業、とりわけ飲食・宿泊業等を直撃し、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化した。同時にこれまで見過ごされてきたことや、潜在的にあったものの表面化してこなかった諸問題、例えば、経済的・精神的DV（配偶者暴力）、ひとり親世帯、女性・女兒の窮状、女性の貧困等がコロナ下で可視化され、改めて男女共同参画の進展状況について疑問の声が上がるようになった」と記述しています。

昨年、私は、DV被害に苦しむ女性や子供を支援するNPO法人が開催した意見交換会に参加したのですが、コロナ禍では、感染予防の意味でも家族、世帯が一つの枠にくくられ、そこからはみ出すことができにくくなった環境となり、外からも手を出しにくくなった現状と窮状が報告され、そうした状況をどう打破し、支援していくかがテーマとなっております。

世界的にも、国内でも、コロナ禍によりDVや児童虐待が大きくクローズアップされている昨今、牛久市内ではどのような現状となっているのでしょうか。DVや児童虐待の被害者の実態を市はどう把握し、相談へとつなげているのでしょうか。フェミニスト相談、家庭児童相談、要保護児童対策地域協議会の現状も踏まえ、御答弁ください。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレスによりDVの増加や深刻化が懸念されている状況においては、DV被害者が適切に相談窓口につながり、支援や保護を受けられることが重要であると認識しております。DV被害者の実態につきましては、市民活動課が行っている男女のための悩みごと相談におけるDV関連の相談実績を見ますと、平成28年度から令和2年度までの5年間の相談実績は11件で、うち、令和元年度が4件、令和2年度が4件と、新型コロナウイルス感染症発生以降が8件と、相談件数の7割以上を占めており増加の傾向にあります。

相談体制につきましては、来庁、または電話によるDV被害に関する相談があった場合、市では、第一に緊急性の有無を確認いたします。緊急性がある場合は、庁内関係各課に情報を共

有し、茨城県配偶者暴力相談支援センター及び警察等の関係機関と連絡を密に取り合い、相談者の安全確保を第一に対応することとしております。緊急性がなく、共有すべき情報がある場合は、庁内関係各課に情報を共有した上で、当市が毎週月曜日に行っている男女のための悩み事相談を御案内しております。そのほか、相談の内容に応じて電話やメールで相談することができる内閣府男女共同参画局のDV相談ナビ、茨城県警女性専用相談電話、NPO法人ウィメンズネット「らいず」を御案内しております。

相談内容が庁内関係各課に共有すべき事項の場合、例えば、相談者が生活保護の申請を要する場合は社会福祉課に、相談者の子の支援については子ども家庭課に、聞き取りをした事項の共有を含め引継ぎを行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 続きまして、児童虐待についてお答えいたします。

子ども家庭課内に設置している家庭児童相談室における児童虐待に関する相談件数は、関係機関や保護者等からの相談を合わせた延べ件数ですが、コロナ禍前の平成30年度の1,478件と比べ、令和3年度1月末時点では1,088件、現状で大きな変化は見られておりません。

しかし、臨時休校等で子供が自宅で過ごすことが増えると保護者の負担が増えるため、予防的な対応として、気になる御家庭には電話や家庭訪問等で御様子を伺い、保護者の精神的な変化についても見逃さないように丁寧な対応を行い、その状況に応じて必要な支援につないでおります。

また、要保護児童対策地域協議会において情報共有、役割分担等を行い、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行っております。子供のいる御家庭のDVや児童虐待に関する相談を受けた際は、茨城県女性相談支援センター、この中には配偶者暴力相談支援センターがございます。女性相談センターや警察、児童相談所との関係機関と連携を密に取り合い、安全確保を第一に対応しております。安全を確保した上で、保護者とともに子供の権利を第一に今後の生活について考え、例えば経済的な支援が必要な場合は社会福祉課と共に対応するなど、関係機関と連携し、支援をしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 市内でもDV被害に関する相談は増えている、そして児童虐待は同じような状況というようなことでした。しかし、これらはほんの氷山の一角ではないかと思っております。電話をかけてきたり、来庁したりという方は、これはなかなかできることでは

なく、隠れている部分、埋もれてしまっている部分、これもかなりあるのではないかと考えております。しかしながら、そうした方々へ手を差し伸べることができない、難しいというのが現状ではないかと考えます。

現在、相談事案は、相談の内容によって庁内各課や関係機関と情報の共有、連携強化を図っているとのことですが、一体的な相談支援体制を整備することについてはいかがでしょうか。県内では、水戸市や古河市が配偶者暴力相談支援センターを設置し、一体的支援ができる体制を整備しています。ちなみに水戸市では、平成29年に、保健福祉部子ども課内に開設され、家庭児童相談と女性DV相談を所掌しているということです。

また、要保護児童対策地域協議会には、DV被害も加え、対象をDV被害者とその子供にも広げているとのことでした。こうした体制を整えたことで、切れ目のない支援体制ができ、相談件数や解決に至るケースも増加し、着実に効果は上がっているということでした。

牛久市も一歩踏み込み、こうした取組をすべきと考えるものですが、御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 DV被害者に対する一体的な支援体制の整備につきましては、本市には水戸市や古河市のように市独自の配偶者暴力相談センターはございませんが、DV被害の相談を受けた際には、茨城県配偶者暴力相談センター及び警察と密に連携し、DV被害者の安全のための支援に当たることとしております。また、共有すべき情報の有無に応じて関係各課に共有しております。

これまで、実際に緊急性のある相談の実績はございませんが、相談者が来庁された際に別室に御案内し、関係各課の担当者同席の上、詳細に聞き取りを行い、関係各課が相談者に対して講じることができる支援の内容を検討し、相談者に伝達することとしております。関係各課とは県等から提供される情報を共有し、県が開催するDV対策に関する会議や研修には共に参加するなど、DVに関する相談が生じた場合に備え、日頃から連携を図っております。

DV被害者が適切に相談窓口につながり、支援や保護を受けられるよう、今後もこのような情報共有や連携体制を維持継続してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは次に、同じくコロナ禍で顕在化した福祉の課題ということで、ワクチン接種について質問してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ切り札として期待されているのがこのワクチン接種でありまして、牛久市でもこのワクチン接種に関しては、これまで1回目、2回目、3回目、それぞれ問題が浮上しております。

ワクチン接種1回目は予約が取れないという問題が大きく取り上げられました。LINEやインターネットなどを使ったこともないという高齢者はおのずと電話予約となりますが、いつまでたっても電話がつかまらないという状況はなかなか改善されず、別の地域に住む子供世代がネット予約してくれたとか親しい御近所の方が手伝ってくれたという話を聞きました。

3回目の今回は別の混乱が起きました。接種の時間や接種会場が指定されたことから、指定の医療機関が分からない、どうやって行けばいいか分からない、同居の家族がばらばらに指定され合理的ではないという内容のものでした。この件は、昨日の同僚議員の一般質問でも取り上げられておりました。私の下にも、こうした同様のお叱り、御意見が届いておまして、私も市の状況を説明いたしました。それに対し、さらなるお叱りを受けるという状況で、挙げ句には、議会がそんな力がないのなら、議会を、議員をやめてしまえとまで言われました。こうした状況で、議員も市役所担当課のみならず矢面に立っているということを私は市長に御理解いただきたいと、昨日の発言を聞いて改めて思った次第です。

とはいえ、短期的に集中して行わなければならないこうした事務事業では、問題点が少なからず浮上してきます。いろいろな問題が指摘されましたが、その一つがワクチン接種会場までの移動手段です。特に、高齢者には免許を返納した方も多く、また、バスなどの公共交通がない地域の方もあり、移動の問題が鮮明になりました。ワクチン接種における移動困難者への対応はどうであったのか伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 移動困難な高齢者の対応につきましては、接種開始前の令和3年4月30日に区長や民生委員に向けての説明会を実施いたしまして、移動困難者の情報提供をお願いし、さらに、令和3年9月に個別通知による調査を行いました。個別通知は昨年8月末時点において新型コロナワクチンの予約接種をしていない65歳以上の方2,776名に、予約や接種に関しての相談や困り事について直接市に御連絡いただくよう御案内をさせていただきました。この通知によりまして、接種会場まで行くことができないとの相談が1件ございまして、介護認定を受けている方でしたので、会場までの交通手段として介護タクシーを紹介させていただきました。また、身体的な理由で直接会場まで行けない方には、かかりつけ医等による自宅での訪問接種で対応させていただきました。このように、1回目、2回目接種時にほとんどの方が移動手段については各自で対応されておりまして、必要な方には適用されるサービス等を利用していただけただけことから、今回の追加接種につきましても会場までの交通手段の確保は市として行ってございません。

しかしながら、今回は接種会場を市が指定させていただきましたので、病院の場所や行き方についての問合せが多くあり、その都度、公共交通の御案内や接種医療機関の変更で対応して

おります。今後も、相談やお問合せの際に個別に調整をして、安心して接種ができるよう対応してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 今の御答弁では、3回目のワクチン接種について、接種会場までの交通手段についての質問が市役所にも多く寄せられたということでした。これらは今回特有の問題ではありますが、これが何を意味するかはきちんと検証していかなければならないと考えます。多くの移動困難者が一斉に動くことは通常の日常生活ではあり得ないことではあります。実は小さなスケールでは実際に起きている問題だと思っております。

そこで、うしタクについての質問に移ります。

今回のワクチン接種会場までの移動手段について御相談いただいた方にはうしタクを案内いたしました。この方は使いたくないとのことでした。過去に利用されたことがあったようですが、あまりいい印象はお持ちではないようでした。しかしながら、自前の移動手段を持たない方にとって、出かけたいと思ったときに出かける体制ができているというのが重要です。移動困難な方々の利便性向上を図るために始まったうしタクについて、現在の状況と課題を伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 うしタクは、令和2年10月1日から運行開始されました。会員登録数は令和4年1月末において2,640人となっております。

利用者数につきましては、令和2年10月の運行開始月には299人であったものが、令和3年度には600人を超える月も出てきておりました。1か月平均で見ますと、令和2年度の6か月間は311便運行・386人の利用となっておりますが、令和3年度には、令和4年1月までの10か月でございますが、457便運行して578人の利用となっております。なお、これらの利用者のうち、68歳以上の高齢者の占める割合は、令和2年度が90.8%、令和3年度には91.1%でありました。

車両の稼働率につきましては、利用者乗車時間に送迎時間を合わせると、稼働時間が運行時間に占める割合が、令和2年10月に20.6%であったものが、令和3年9月には49.1%にまで達しております。令和2年度の6か月間での平均稼働率は27.5%、令和3年度は令和4年1月までの10か月で43.5%となっております。

予約のお断りをした状況としては、令和2年10月のお断り件数はゼロでしたが、運行便数の増加とともに件数も超過し、令和3年12月には43件となっております。令和2年度の月平均お断り件数は4件、令和3年度は10か月間で24件となっております。

ちなみに、運行便数に対するお断り件数の割合については、令和2年度1.3%、令和3年度が5.2%となりました。また、私のところにも、接種の際、大変助かったという御連絡をいただいた方が複数ございました。

以上です

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 うしタクが着実に市民の日常生活の中で定着していくという様子が今の御答弁の中でありました。そして、利用者のほとんど、65歳以上高齢者ですね、68歳以上じゃなくね。65歳以上高齢者が90%というような状況だということでした。では、この状況をどう捉えているのかということでございます。

課題については今お示しはいたしませんでしたが、私はこれから考えていかなければならないというのは、乗車希望に対しお断りする回数が増えてきているということでした。このことについて、担当としてはどんなふうにお考えなのでしょう。また、高齢の方々の身体の状況、また住んでいる地域の状況、そして運転手のマナーの問題も含め十分対応できていると言えるのかと思っております。

NPO法人が有償運送から撤退する中で、うしタクに求められるものは今後ますます大きくなると思っております。市としては、今後うしタクを公共交通の一翼を担う存在として活用していくのか、再度お聞きいたします。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 ただいまの質問にお答えいたします。

うしタクは、高齢者や運転免許を持たない交通弱者等の移動手段の確保と公共交通不便地域の解消を目的に運行をしております。

御指摘のお断り件数の増加についてなんですけれども、先ほどもお答えしました数値からしますと、令和3年度で今のところ5.2%ということで、稼働率の状況と併せながら、今後改善を図ってまいりたいと思っております。

また、御指摘いただきました乗務員のマナーについて、こちらについては市内のタクシー事業者を活用しているということから、うしタクだけではなくタクシー業界全体の課題であるとも考えることができます。うしタクは市の公共交通として全市的な移動手段でございます。事業者と問題点の認識について共有をして、利用者、とりわけ9割以上を占める高齢者の目線に立った、より高齢者に優しい接遇ができますよう、また、より利用しやすいものになるよう努力してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 うしタクの問題は、通告の中でそう細かくしているものではないので、今後の課題ということになるのだらうと思いますが、うしタク事業を受託している契約の在り方、そして、それがどういうふうにタクシー業界のほうに事業展開をされているのか、この辺はもう少し注視していく必要があるのかなということは個人的には思っております。

それでは、最後、3番目の高齢障害者の福祉サービスについての質問に移ります。

この問題につきましては、これまでも同様の質問を何度もしてまいりました。しかしながら、国の制度の問題や昨今の介護や福祉の現場の人手不足などの問題もあり、なかなか改善されないまま放置されている状況となっています。

今回の質問でも、65歳以上障害者の福祉サービスでは、介護保険制度や障害者総合支援法のサービス体系が複雑でありなかなか理解しがたいところから来る問題を取り上げたいと思います。

65歳未満の障害者は障害者総合支援法のサービス対象となりますが、65歳以上で障害を負うと、提供される福祉サービスは介護保険が優先されることはこれまで何度も質問の中で申し上げてきました。

しかしながら、介護認定を受けていても障害者手帳は取得できるのです。心臓にペースメーカーを装着している方の多くは身体障害者手帳を取得していますが、脳梗塞などにより肢体不自由となった方、そして、障害が残った方で手帳を取得している方は少数ではないでしょうか。こうした方々に適切なサービスが提供できていると言えるのか、私は疑問に思っております。

制度の違いによる福祉サービスの具体例といたしましては、車椅子の利用について例に挙げさせていただきます。車椅子は、介護保険ではレンタルでの利用となります。レンタルですから標準系の車椅子が利用されます。身体障害者であれば、補装具として認められた場合ということになりますが、使用者の身体の状況に合わせた車椅子がオーダーできます。

こうした制度の違いによる福祉サービスの違いをどのくらいの人が理解しているのでしょうか。65歳以上の方が障害を負ったときの福祉サービスは、介護保険制度が優先されるとはいえ、そのことにより適切な福祉サービスが提供できない状況は解消していかなければなりません。市役所社会福祉課における高齢障害者への窓口対応は適切にできているのでしょうか。また、介護保険利用者への障害福祉サービス利用可能に関する情報提供についても行われているのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 65歳を過ぎて障害を負った方は、急激な身体や生活の変化により様々な混乱が生じていることから、障害福祉サービスの理解が難しい場合があることは認識

しております。窓口対応においては、その方の障害の特性や程度を短時間で理解できないこともあるため、配慮に欠けることもございますが、その方の求めている内容を丁寧に聞き取り、その方に合った説明方法で丁寧に説明し、理解していただけるよう努めております。

65歳以上だからといって、一律に介護保険優先という案内ではなく、利用できる障害福祉サービスの案内を丁寧にすることについては、職員に再度周知し、引き続き利用者に寄り添った窓口対応に努めてまいります。

一方、介護保険利用者への障害福祉サービス利用に関する情報提供ですが、窓口では可能な限り、身体障害者手帳の有無や、お身体のことをお聞きするように努めております。しかしながら、把握が至らず、情報提供が不足する場合もあることと存じます。また、お伝えすることには注力するものの、正しく伝わったか、どのように相手が理解されたかまで意識が及んでないこともあるかもしれません。

今後は、これまで以上に丁寧な対応を心がけ、情報把握に努めるとともに、障害担当と介護担当の連携を密にして、理解しやすい情報提供に努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいまの御答弁、あまりにも常識的で、至極ごもつともというほかはありません。今回のようなやり取りは、議員になった20年前から、またボランティア活動を始めた30数年前と何ら変わらないと、私は愕然とする思いでございます。

窓口対応の人が変われば、市民と市役所との間で積み上げられた信頼関係もまたがらりと崩れ、まるで賽の河原のようだと私は思うのですが、これをどうやって解消したらいいのか、これは市役所のどの窓口にも共通する問題であることから、人事や安定的な事業継続の在り方、研修等、これからも真剣に取り組んでいただきたいと思うところであります。

それでは、この件に関して1つだけ確認させていただきます。

国でも65歳以上だからといって一律に介護保険を優先するという案内ではなく、利用できる障害福祉サービスについて、利用者に寄り添った窓口対応に努めていくようということが示されております。

近年、民生費はその経費が増大傾向にあり、中でも障害者福祉の扶助費は毎年増大しています。こうした中であって、介護保険と障害福祉サービスの財源構成には違いがあることから、そもそも入り口である障害者手帳交付に微妙な影を落としていないかというところが危惧されるのですが、この手帳交付に当たっての窓口対応を丁寧に行うというようなことでしたが、現状としてはきちんとその申請された方に対して対応できていると言えるのか、その点再度伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 きちんに対応されているのかどうかというような御質問なんですけれども、障害福祉担当、窓口で対応するのは社会福祉課の障害福祉担当ということになっておりまして、もちろんそれにつきましては、障害福祉担当の方々につきましては研修もきちんと受けておりますし、対応のほうもお褒めをいただく場合もございます。確かに至らない部分はあるとは思いますが、一人一人きちんと障害の方に関しましては丁寧な対応をしているというふうには感じております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 次に、障害に由来する福祉サービスが本人に納得いく形で適切に利用できるような状況になっているのかという点についてであります。

高齢障害者は、利用できる福祉サービスについての相談などはケアマネジャーが対応することになっています。しかし、その要であるケアマネジャーが障害に対して正しい理解をしていなければ、適切なサービスにつなげていかれません。また、そもそも障害福祉サービスに対する知識も必要です。障害由来のサービスは計画相談となりますが、そこにつなげられるかどうか問われるのです。

対象者のほとんどが要介護高齢者で、数としては障害のある高齢者は僅かという中では、面倒なことはしたくないと放置されてしまうのではないかと危惧するところでもあります。昨年もこの問題を取り上げましたが、具体的な対策について伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 御質問につきまして、昨年の第4回定例会においてお答え申し上げたものと重複する部分もございますが、市といたしましては、牛久市介護支援専門員連絡協議会などの機会を捉えて、障害福祉サービスについて研修会の開催を検討しており、さらに、高齢の障害者の方に対する理解と、障害福祉サービスの利用促進に資するような内容に特化した研修会の開催も検討してまいります。

また、障害福祉サービスをまとめた冊子をケアマネジャーに提供することや、ケアマネジャーがサービス計画をつくる際に身体障害者手帳を持っていることが確認できた場合には、障害福祉担当者に利用可能なサービスを確認したり相談したりするよう周知を図り、ケアマネジャーに対する相談指導を充実させ、質の向上を図ってまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 要介護者、それから障害者の暮らしを支えるサービス提供事業所

は恒常的に人材不足の問題を抱えています。こうした状況では、必然的に収益性の高い事業へとサービス体系は変わっていくことになります。これは仕方ないとは思いますが、しかしながら、それを仕方ないと手をこまねいては、日々の暮らしに支障を来してしまう方々には、そのまま放置された、悪戦苦闘をしていかなければならないという日常は変わりません。

御答弁の中にありましたように、ケアマネジャーの方への研修は何とか開催できるとしても、その先のサービスにつなげていくためには、それぞれの必要とされるサービスを提供する人材である介護職員初任者研修等で、これは民間が実施しているものではありませんが、こうした研修を終えた方が、障害に対して正しい理解をし、そうした障害福祉サービスを提供する事務を担っていくのだというふうに改善されなければならないと思います。介護職員初任者研修のカリキュラムの中に障害福祉に関する講話を盛り込んでいただくとか、講師を派遣してそうした時間をつくっていくとか、市が積極的にこうした部分に支援していくということも一方で求められるのではないかなと思うのですが、この点に対してどういうふうにお考えか伺います。

障害支援区分の認定では、御本人の状況に沿った支援区分、支給量が決定されたとしても、利用できる事業者がないのであれば何にもなりません。福祉の現場の担い手支援に向けた一助として、この人員養成という段階で、担い手支援に向けた方策を考えていく必要があると私は思うのですが、この点についてお示しいただければというふうに思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 御質問の研修等に関しましては、市のほうで、要請があればもちろんそういった形のことはできるとは思いますが、ただ、実施主体が別になっておりますので、こちらについてはちょっと何ともしがたいかなというふうに考えております。

それで、初任者研修を終えられたいわゆる新人のケアマネジャーさんにつきましては、介護支援専門員の連絡協議会で、そういう方のために情報交換をしたりとかケース検討をやっているというふうに伺っておりますので、やはり、その中でそういったことがあるんだというようなことをお話ししたり研修の機会を設けていくということで、あとはサービス計画につきましても、高齢福祉課のほうでサービス内容についてはチェック等をしておりますので、そういった中で事例なんかを出しながら、具体的にケアマネジャーさんの資質の向上というようなところを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 昨日ありましたけれども、教育現場でも人材が不足しているというお話がありました。同じように、福祉の現場ではもっともっとまた深刻な事態であるというふうに私も伺っております。

一方、高齢者の数はどんどん増加していくという中で、豊かな老後を築いていくためには何が必要なのかということについて、これは介護保険事業計画とかその中にも含まれているものではありますけれども、市としては、現在の問題点を的確に捉え、それを政策に生かしていけるような体制をつくっていただきたいと思います。

その中には今、部長の答弁にもありましたように、なかなか今の制度の中で市が踏み込んでいかれない部分もあります。民間事業者へどう支援していくのかということは大きな問題でもあります。しかしながら、ここをそのままにしてしまっただけでは、なかなか介護福祉の現場の人材不足というのは解消できないのではないかというふうに思っているところから、今後の対応にこれからも尽力していただけるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で15番須藤京子議員の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時57分延会